

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成29年度第4回）議事録

1. 開催日時 平成29年11月16日（木）13時30分～

2. 開催場所 市役所 会議室S2・3

3. 出席団体名

和洋女子大学（委員長）、浦安手をつなぐ親の会（副委員長）、いちょうの会
浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」
浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会
浦安市社会福祉協議会、介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド
社会福祉法人なゆた、千葉県弁護士会京葉支部、千葉県立市川特別支援学校
千葉商科大学、社会福祉法人サンワーク、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも
社会福祉法人敬心福祉会、NPO法人千葉chi-raku、NPO法人発達わんぱく会、
NPO法人フレンズ、こども発達センター、教育研究センター、健康福祉部長

4. 議題

（1）障がい者福祉計画の素案について

5. 資料

（1）議題1資料（1）「浦安市障がい者福祉計画素案」

（2）議題1資料（2）「第2編障がい福祉計画」

6. 議事

1.開会

事務局：定刻になりましたので、ただいまより第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会議の開催にあたり、事務局より委員のみなさまにお願いしたいことがあります。当委員会は傍聴可能な会議であり、議事録を浦安市のホームページ等で公開します。特に個人情報に係る発言等につきましては充分なご配慮をお願いします。なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載しますのでご了承のほど、よろしくをお願いします。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにもご発言の際は挙手をいただき、その後、委員長の「〇〇委員をお願いします」のご指名の後に団体名とご氏名をいただき、発言をお願いしたいと思います。

当委員会におきましては聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際はゆっくりとお話くださいますようお願いいたします。また、進行が速いときは恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いします。

それでは、これからの議事進行は高木委員長にお任せします。よろしくをお願いします。

委員長：みなさん、こんにちは。年の瀬も近づいてきて、この計画策定も大詰めを迎えています。本日も、円滑な会議の進行にご協力いただきたいと思います。

2.議題

(1) 障がい者福祉計画素案について

委員長：議題（1）本日の議題は、障がい者福祉計画の素案についてです。分量の多い資料となりますので、第1編の前半、後半、第2編の3つに分けて説明の上、その都度、ご意見をうかがいたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、今後のスケジュールの変更についてご報告いたします。これまで12月のパブリックコメントを予定しておりましたが、1月の実施に変更いたします。その後、2月の計画策定委員会・部会で、素案について検討し、最終的に決定となります。

それでは、資料説明をいたします。事前送付は「浦安市障がい者福祉計画素案」の分厚い資料です。当日配布は「差し替え資料」、議題1資料（2）「障がい福祉計画」です。委員長のご提案どおり、3つに分けて説明し、その都度ご意見をいただきたいと思います。

差し替え資料の簡単な説明をいたします。21ページの変更は、現状と課題の5行目、「アンケートでは」で始まる一文の差し替えです。もう1点は、取り組みの方向性③専門的な相談体制の充実と連携の促進の2行目、「専門性が求められる」で始まる一文の一部修正です。

23ページの変更は、主な事業の最後に「障がい者権利擁護センター」がありましたが、削除しました。

25ページの変更は、取り組み方向性⑤「在宅生活を支えるサービスの充実」の中の最後の3行の修正です。

28ページの変更は、「（3）日中活動の場の充実」の取り組みの方向性②一番下の「日中活動の場の整備」の最初にある「高等学校の卒業生等が安心して」で始まる一文の修正です。

42ページの変更は、「4 子どもへの支援の充実」の現状と課題の最後「また、子ども発達支援センター利用児を対象に行った」という一文の追加です。

43ページの変更は、主な事業の最初の「療育費用の助成事業」がありましたが、削除しました。

45ページの変更は、「（2）就学後療育・教育の充実」の取り組みの方向性①「特別支援教育の充実」の上から6行目「ひとりひとりの教育的ニーズに応じた」という一文の追加です。

46ページの変更は、一番上「青少年サポート事業では」という一文の追加です。もう1点は、下のほうの⑥「特別支援学校の通学支援」の1行目「本市の学区である市川特別支援学校高等部への自立通学が困難な生徒を支援するため、県に対し市内への分校・分教室の設置およびスクールバス運行の拡充を働きかけるとともに、県が事業を実施するまでの間、通学支援事業を実施します」という一文の追加です。

47ページの変更は、主な事業の一番上の「療育費用の助成事業」の削除です。もう1点は、その次の事業「特別支援学校の通学支援事業」に「市川特別支援学校高等部に通う自立通学が困難な生徒に対して送迎バスを運行し、下校の支援を行います」という一文の追加です。

48ページの変更は、一番下の新規事業「県立特別支援学校分校誘致の推進」事業の追

加です。

77、78ページの変更点は、現状と課題の一番下「市では手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解および普及に関しての基本理念を定めた「（仮称）手話言語条例」を制定します」という部分の、78ページ目の取り組みの方向性③「合理的配慮の推進」への移動です。もう1点は、その前の「また、視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめとした障がいのある人に対する情報保障を促進します」の一文の追加です。

修正部分は以上です。また、説明の中で、詳しくお話いたします。

次に第1編障がい者計画の素案について説明いたします。これは6年間の計画の中間見直しに当たるため、言い回し等、若干の修正はありますが、基本的には前期計画の内容をそのまま継続する形になっています。

1ページ目にもありますように、前回の障がい者福祉計画からの追加内容や大幅な変更点は、網掛けしてあります。主な事業にも、前回計画に載っていない新規事業を掲載していますので、それらを中心に説明をいたします。

1番の計画の基本的事項ということで、資料の1ページから9ページになります。こちらは前回、お示しした通りですので、説明は省略します。

10ページをご覧ください。新たに追加した項目です。前期の計画の事業評価を事業ごとに、AからCの評価をつけて、達成状況を一覧にしています。まだ評価を行っていませんので、空欄になっています。以前にもご報告しました進捗状況をもとに作成して、最終的に素案に載せたいと考えています。本日はレイアウトのみとなっています。

第1編の障がい者計画について、説明します。12、13ページをご覧ください。計画の基本理念と施策推進の方向性をお示ししています。次の14ページにあります、施策の体系の重点項目について、基本理念を載せています。内容については、後の内容と重なる部分が多いので詳しく説明しませんが、前回には入っていなかったものについて、説明します。1番の重点的取り組みの1「理解と交流の促進」は、新たに重点項目となった内容です。

申し訳ありません。1の次が1になっていますが、2に修正してください。「自己決定を尊重したサービスの提供」です。以後、番号が間違っていますので、修正をお願いします。2は3と修正していただき、「ライフステージを通じた支援の推進」、13ページの3は4と修正していただき、「就労の促進」、4は5と修正していただき、「安心安全に暮せるまちづくりの推進」、5は6と修正していただき、「差別の解消と合理的配慮の推進」というようにご提示します。

2の「自己決定を尊重したサービスの提供」は、3年前にも入っていましたが、国が明確に意思決定支援のガイドラインを示したこともあり、「知的障がいや精神障がい等によって意思決定に困難をかかえる障がい者の方が、ご自分の意思を反映した生活が送れるように支援するしくみ」ということで、このガイドラインを利用し、日常生活や社会生活に自らの意思が反映されるように、必要な支援を行っていくという理念です。こちらは相談支援に限らず、すべての障がい福祉サービスに横断的に、この考えを取り入れるということを考えています。

計画の基本理念と施策推進の方向性については、以上です。

14ページの施策の体系の8つの施策の方向性と、そこから枝分かれになっている基本施策ごとの現状と課題、取り組みの方向性の追加内容を中心にご説明いたします。

15ページをご覧ください。施策の体系の1番「理解と交流の促進」の基本施策（1）

「啓発の推進」、取り組みの方向性①「広報誌等による理解の促進」で、網掛け部分が入っています。最後の文章「より効果的な方法を検討し、充実した啓発機会を設けていきます」とう一文を追加しています。これについては、これまでさまざまな取り組みを実施したにも関わらず、前回のアンケート結果で「差別を経験した」という割合が微増となっていましたので、今後より効果的な方法を検討し、啓発機会を設けていきたいと考えています。

19ページをご覧ください。（3）交流機会の拡充取り組みの方向性①「地域との交流」の推進の最後の文章「市民のボランティアによる市川特別支援学校の生徒に対する通学見守り支援事業を始め、障がいのある人を地域全体で見守るような体制を推進します」とあります。「地域全体で見守るような体制」という文章は、以前から書かれていましたが、平成28年度から始まった事業として、ボランティアによる通学支援を28年度から行っています。まったくそのような支援を経験したことがない市民ボランティアに対し、研修を行った上で、支援に取り組んでいただいています。もちろん、見守り支援についても一定の成果がでて、自立通学につながったということもありますが、支援が終了しても、それぞれの地域で見守るという意識をもつボランティアに育っていただきました。このような活動がきっかけになり、今後も地域全体を見守るような体制を推進していきたいと考えています。

24ページをご覧ください。施策の方向性「福祉生活支援の充実」の基本施策（2）在宅福祉サービスの充実です。通り組みの方向性①「支援の人材確保」は、新たに始まった事業ですが、「障がい福祉サービス等従事者の処遇改善と離職防止、人材の確保を図ります」という一文です。これは住宅手当の支給事業の補助金ということで、今年度から開始しています。市内に住む、直接障がい者の方を支援する従業員に対し、住宅手当を上乗せして支払った場合に、上乗せ部分についての助成を行うものです。職員の方の処遇改善に努め、離職の防止と人材の確保を図るということで、継続していきたいと考えています。

25ページをご覧ください。取り組みの方向性⑤在宅生活を支えるサービスの充実です。これは、網掛け部分「短期入所事業所を運営する事業者に対する運営補助を継続し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します」というもので、昨年度から始まった事業です。短期入所事業所を運営している事業所に対し、その運営費を補助し、短期入所事業所の運営を促進するというもので、これを継続していきたいと考えています。次の「緊急時支援事業のあり方について検討していきます」とありますが、東野の複合福祉施設地域支援生活拠点に緊急時支援事業を整備する予定になっています。その機能のあり方について、今後、検討していくこととなります。

28ページをご覧ください。基本施策（3）取り組みの方向性②「日中活動の場の充実」です。一番上の修正か所については、高等学校等の卒業生が安心して進路を選択することができるよう、障がい者福祉計画に基づき、今後の卒業生の人数に応じて計画的に整備します」と、修正しました。もともとは「生活介護事業所整備費補助金」と書いてありましたが、この補助金については3年間では行わないということで、修正しました。

その下が新しい取り組みで、「総合福祉センター等、既存施設の狭隘化や老朽化、国の基本指針に対応するため障がい者のショートステイおよび短期入所の機能を有する地域生活支援拠点、生活介護、地域生活支援センターI型、指定特定相談支援事業所および

障がい児相談支援事業所等の機能を設けた、複合機能施設を平成32年度までに、東野地区に整備します」という一文を挙げています。

31ページをご覧ください。基本施策（4）「住いの場の充実」です。こちらは網掛けにしていませんが、取り組みの方向性①「グループホームの機能を有する地域生活支援拠点の整備」が新たに加わっています。「自立支援協議会において具体的な機能を協議し、本市の実情に応じた地域生活支援拠点を平成32年度までに整備し、家族との同居、ひとり暮らし、グループホーム等、1人ひとりが希望する地域生活を支援します」という一文が入っています。

35ページをご覧ください。施策の方向性③保健医療の充実の基本施策（1）「障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見」です。まず、取り組みの方向性①「障がいの原因となる疾病等の予防の促進」の3行目「がんの予防や早期発見、がん患者の支援の充実のため、がん対策条例の制定を検討します」ということで、現在、検討中です。

②「障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実」の上から5行目の網掛け部分「1歳6か月児健康診査内で『かおテレビ』を利用し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めます」という一文を挙げています。これは平成28年度から実施されています。自閉症スペクトラム障がいの可能性がある子どもを発見するという専門機器を使い、早期発見、早期療育につなげるという事業です。

37ページをご覧ください。基本施策（2）「保健・医療・リハビリテーションの充実」の取り組みの方向性①「在宅サービスの充実」です。上から5行目「精神に障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、ソーシャルサポートセンターにおいて訪問看護事業を行います」とありますが、これは平成29年6月より開始されている事業です。

その下「居宅介護事業者に対しヘルパーが医療的ケアを行うための研修を受講した場合の経費について補助を行います」とありますが、これは平成27年度から行っている事業で、喀痰吸引と医療的ケアを行えるヘルパーが研修を受けた場合に、その研修費に対し補助金を支給するという事業を続けていきます。

次に、②「保健医療福祉の連携体制の構築」です。最後に「また、保健医療福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムについて検討していきます」とあります。これは国の第5期障がい福祉計画基本指針の中に目標として定められており、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が入ってきていますので、盛り込んでいます。

38ページをご覧ください。⑥リハビリテーションの拡充の最後の文章「医療等関連機能ゾーンと位置づけされている高島町2番街区の敷地に誘致するリハビリテーション病院については、民設民営で事業を運営する業者を選定しました。今後は選定事業者が建設するリハビリテーション病院を中心に、急性期から在宅復帰するにあたってのリハビリや地域包括ケア等を行っていきます」という一文が追加されています。

45ページをご覧ください。基本施策4「子どもへの支援の充実」の基本施策（2）「就学後療育・教育の充実」、取り組みの方向性①「特別支援教育の充実」の上から6行目網掛け部分「ひとりひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの充実を図るため、浦安市内の県立特別支援学校の誘致を推進します」という一文を追加しています。この下に入っていた青少年サポート事業の説明を、②「教職員の資質、力量の向上」の

最後に追加しました。学校への支援ということで、教職員の資質、力量の向上に、青少年サポート事業の学校支援が移動したということです。

46ページ⑥「特別支援学校の通学支援」です。「通学バスの運行と共に、市川特別支援学校高等部の自立通学する生徒が、通学に慣れるまでの間、ボランティアが横に付き添い、見守りを行うことで自立支援を促進します」ということで、文章を追加しています。

前半部分はこちらまでですので、ご意見等をうかがいたいと思います。

委員長：ありがとうございます。51ページの「子ども支援の充実」までのところで、ご意見ご質問があればお願いします。

千葉県弁護士会京葉支部：（４）障害者虐待防止法の施行の３行目に、「親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること」とありますが、この内容をここに書くのが適当か、ご検討をいただいたほうがよいと思います。

委員長：趣旨としては、「虐待防止法の中で、自治体職員の自宅への立ち入り等について、触れられていないので」ということでしょうか。

千葉県弁護士会京葉支部：自治体職員の立ち入りはあると思いますが、「親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても」という部分をここに書くことが適切かどうか疑問に思いました。

委員長：事務局、いかがですか。

事務局：この部分については、法律の動向になりますので、書き様については検討したいと思います。ありがとうございます。

委員長：他にご意見等はございませんか。

戻っての質問も受け付けますので、先に進みます。

事務局より、「浦安市障がい者福祉計画素案」の後半部分について、説明をお願いします。

事務局：５番の雇用就労支援の推進につきましては、あまり書き様は変わっていません。

続きまして、施策の方向性６生活環境の整備、60ページです。基本施策（２）移動・交通手段の整備、取り組みの方向性①移動手段及びサービスの充実の３行目からです。

「ノンステップバスを使用した『おさんぽバス』は１路線増やし、３路線を運行し、市内バス路線のネットワークの充実を図ります。また、障がいのある人への『おさんぽバス』の割引も検討していきます」という部分が追加されています。「おさんぽバス」の路線の追加につきましては、30年４月を予定しています。

続きまして、②交通機関の福祉的対応の促進、こちらの一番最後の行になります。

「ノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します」というのが一文入っています。続きまして、63ページです。基本施策（３）安心・安全に暮らせるまちづくりの推進の取り組みの方向性①、災害時要援護者への支援の一番最後の行のところ。災害時要援護者用バンダナの配布を行いました。こちらにつきましては、平成27年に作成しまして、平成28年度から配布を行っています。外見からでは支援が必要なことがわからない方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要なことを周囲に伝えることができるようなバンダナを作成して、必要な方に配布を行っています。こちらを引き続き進めてまいります。③福祉避難所の機能の強化および人材の確保の２行目です。「災害時の福祉避難所の円滑な運営と機能の強化を図っていくよ

うよう検討していきます」ということで、これまで東日本大震災後、福祉避難所の協定を増やすということの拡充を進めてまいりましたが、今後につきましては実際に災害時に迅速で円滑な運営ができるような取り組みに力を入れていきたいと考えていますので、こちらの一文を追加しました。

次は64ページです。取り組みの方向性⑤、防災意識の向上の推進の1番下です。「市の総合防災訓練において、要援護者支援体験や障がいの理解の啓発などを行います」という一文を追加しました。こちらも災害時の備えが十分であるという割合が、前回の策定委員会でもご意見がありましたけれども、3年前からあまり進んでいない横這いであったという結果もありまして、市の事業所の取り組みですとか行政の取り組みと合わせて、まずは自分の命を守るのは自助であるということで、障がいのある人に対して、その準備に対する支援として、防災意識の向上を目指してやっていきたいと考えています。

続きまして、72ページです。施策の方向性8、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止のところで、取り組みの方向性①、権利擁護の推進です。こちらの始めの文章になりますが、「『浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例』に基づく、『浦安市障がい者差別解消推進計画』により、市全体で計画的に障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進していきます」という一文が入っています。この条例につきましては、平成28年4月1日に施行されまして、この条例に規定されています差別解消推進計画に基づいて、今後も推進していくということで一文追加しています。また一番下の行で、市民からの相談窓口として、障がい者権利擁護センターを設置・運営しますという一文も加えています。

続きまして、75ページ目です。基本施策（2）虐待の早期発見・防止です。取り組みの方向性②、障がい者権利擁護センター事業の充実。こちらが、「『浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例』に基づき、障がい者虐待と障がい者差別について一体的な解決を図る相談機関として障がい者権利擁護センターを設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います。また、広く市民や事業者、『障がい者権利擁護センター』を周知・広報し、障がい者虐待防止や障がい者差別の解消に努めます」という一文になっています。こちらの条例につきましては、障がいのある人に対する虐待防止の取り組みと差別の解消の取り組みを一体的に行わなければならないとされていますので、このように取り組んでいきたいという一文になっています。

続きまして、77ページです。（3）差別の解消と合理的配慮の推進です。こちらの①、差別解消のための体制整備。こちらは、「障がい者虐待と障がい者差別について、一体的な解決を図る相談機関として『障がい者権利擁護センター』を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います」という一文が入っています。②行政サービスにおける配慮の推進の一番最後の行です。こちらのほうは、元々雇用就労の推進の項に書いてあった一文を、こちらに移しました。市職員の採用試験においても、受験にあたり合理配慮を行っていきますという一文を追加しました。

続きまして、78ページです。③合理的配慮の推進、こちらは2行目からです。「また、視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめとした障がいのある人に対する情報保障を促進します」という一文と、「市では手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解および普及に関する基本理念を定めた、『仮称手話言語条例』を制定します。『障がい者差別解消法および障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン』、並びに『仮称手話言語条例』の啓発広報に努めます」という一文を追加しました。

戻りまして、68ページです。施策の方向性7、自立と社会参加の促進。(1)余暇活動の促進の、68ページ目。取り組みの方向性の③オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組のところで、「2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通して障がい者への理解を促進し、相互理解による共生社会の実現に寄与します」という一文が追加されています。こちらについては、現在基本方針や実行計画を策定中でありまして、これから決めていくというかたちです。障がい者計画についての説明は、以上になります。

委員長：ありがとうございました。52ページ以降について、ご意見ご質問があればお願いします。

浦安市視覚障害者の会：たくさんの意見を出して、多くの修正をしていただきました。

「視覚障がい者、その他の障がい者に対する情報保障」についてですが、情報保障だけではなく、「情報アクセスへの支援」というものも入れていただけたらよいと思います。

委員長：ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

千葉県弁護士会京葉支部：先ほどの私の発言に関してですが、2ページの障害者虐待防止法のところで、「親」という表現がありますが、これは「養護者」としていただいたほうが正しいかと思えます。

委員長：ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタントとも：前半部分ですが、前期3年間の評価が10ページにあり、この部分は後ほど記入するということでした。期間的にしかたのないことだと思いますが、理想的には「まず評価があり、評価に基づき、新たに計画を考えていく」ということだと思います。この評価を出されるときに、できれば「A評価が何割」というような割合的なことだけでなく、ここに載せるかどうかは別にして、公開するものであれば、「どの事業がどの評価を受けたのか」がわかったほうがよいと思います。第1回で、進捗状況の部分だけを聞かせていただきましたが、それぞれの評価がわかれば、なぜそのような評価になったのかという疑問がでてくるかと思えます。今回のものは、時間的に後になっても構いませんので、ぜひ見せていただきたいと思えます。次回以降は、その評価が先にでていると、この障がい者計画をたてるときに、それに沿った意見もやすいと思えます。

委員長：ありがとうございます。ご意見の通りだと思いますので、事務局でご検討ください。

他にご意見等はございませんか。

介護給付費等の支給に関する審査会：今のご意見に全面的に賛成です。

もう1点、35ページの「保健・医療の充実」で、先回の会議の際にたたき台がありましたが、その中で「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の第5期障害福祉計画に関わる基本指針において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が、目標として掲げられています」という文案がありました。前回、「協議会が設けられるということが、計画に盛り込むのかどうか」という質問をさせていただきました。今回の素案には、この文章が全面的に削除されていますが、これは、今回の福祉計画の中では協議会の場の設置は計画しないということで、削除されたのでしょうか。

委員長：ご意見にある文章は37ページの現状と課題の6行目にありますが、ここに移動したと

いうことでしょうか。

介護給付費等の支給に関する審査会：では、結構です。

事務局：おそらく、障がい児の医療的ケア児の検討の場ということですか。

介護給付費等の支給に関する審査会：はい。

事務局：そちらについては、こちらには入っていません。37ページの下のほうで、地域包括ケアシステムの協議の場について述べています。障がい児の医療的ケア児の検討については、子どもの部分での連携の強化には書いてありますが、具体的には第2編の障がい福祉計画で「協議の場を設置する」と明記しています。事務局でも30年度中には協議の場を設置する予定になっています。

委員長：わかりにくいのですが、今の基本指針は障がい福祉計画にかかる基本指針で、2年で計画されています。今、計画されているのは障がい者計画ということですか。

他にご意見等はございませんか。

株式会社オリエンタルランド：2点ご質問します。60ページ(2)「移動・交通手段の整備②交通機関の福祉的対応の促進」の中で、ホームドアの設置について要望していく記載がありますが、東西線浦安駅はここに落とし込まなくてもよろしいですか。

2点目は、先ほどお二人の委員からご指摘があった評価の件ですが、優劣としてはAが高いとわかりますが、その評価定義も記載したほうがよいと思います。Aとは「掲げた目標に対して極めて高い達成度合い」とか、Bとは、「若干幅がある」とか、Cについても「まったく手をつけなかったものから、手はつけたがBには及ばなかったものまでを含む」というような基準を落とし込まれるとよいと思います。

委員長：ありがとうございました。事務局、いかがですか。

事務局：A、B、Cの評価基準はもっております。事務局の基準は、B評価が「計画通り」ということです。計画以上がAと考えていますが、検討して評価基準を設け、お示しいたします。

ホームドアの設置ですが、浦安駅については、すでに整備計画に入っていますのでここには入っていません。設置の具体的な時期は決まっていないようです。

委員長：浦安駅が民間だということとは関係ないでしょうか。

事務局：担当部局に確認しましたところ、具体的な日時は決まっていますが、東西線に関しては、停車する車両がすべて均一の10両編成であり、スムーズに事業化ができるようです。JRについては車両がいろいろで、両数やドアの数も異なりますので、なかなか難しく、事業化に至っていないということです。市としては、そのような状況をお聞きしていますが、やはりホームドアの設置は要望していきたいという考えで、計画に挙げています。

委員長：ありがとうございます。

浦安市自閉症協会：療育助成金は廃止されたということですが、簡単でよいので理由を教えてくださいいただけますか。

事務局：助成金自体がなくなったということですか。

事務局：療育費用の助成の部分ですが、現在、見直しが入っており、そのため今はこの計画の事業としては削除されていますが、もちろん継続される事業です。可能であれば、最終的には載せていきたいと考えています。

委員長：よろしいですか。

浦安市自閉症協会：はい。

委員長：他にご意見等はございませんか。

浦安市自閉症協会：主に子どものところで、アンケート結果を示した後に、「このようにします」という流れになっていて、よいと思います。ただ、わかりやすくする目的かと思いますが、載せておいたほうがよいと思われる文章が幾つかカットされています。

例えば、42ページの「子どもへの支援の充実」の現状と課題ですが、古いものには「また、保育所や幼稚園、認定こども園には必要に応じて補助教諭等を配置し、障がいのある子どもを受け入れています」という文章が削除されています。新しいものに不都合はありませんが、この1文があり、この文を読むことで後押しされ、子どもの進路を決める親もいると思います。そのように考えると大事な文章だと思います。

次に、49ページの「就学・進学相談の充実」の現状と課題ですが、古いものには「25年9月に学校教育法施行令」とあります。これは25年にできたからなのかもしれませんが、その続きで「本人とその保護者の意見を尊重し」とありますが、新しいものには、その記述は削除されていて、大変気になりました。その先の「就学相談体制の充実」のところに、「子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら」と書いてありますが、古いものには、ここ以外にも現状と課題にも書かれています。このことはとても大事なことだと思いますので、削除してほしくないと感じました。

アンケートの結果を、このように文章に落とし込むということは、とても難しいことだと思います。このアンケート結果が、どこにどのように盛り込まれているのかも重要です。言葉1つ1つが重要になると思います。例えば、アンケートの「理解と促進」のところに「生を受けてから、幼稚園・保育園そして学校と一緒に学ぶことだと思う」という項目がありますが、これを計画に入れていくことは非常に困難です。それが、このような言葉だと思います。「自分たちで自分たちの生き方を選んでいく」ということを、難しい言葉で表現すると「本人とその保護者の意見を尊重し」という文言になると思いますので、削除しないでいただきたいと強く思います。

委員長：43ページの一番上の文章に、「保育園や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります」とありますが、ご質問は、この文章が削られたのではないかということですか。位置が移動したのでしょうか。事務局、いかがですか。

事務局：確認させていただきました。3年前のものには、この文言が現状と課題にも入っていたということだと思います。3年前の資料の43ページです。

今回、事務局としては、現状と課題については、なるべくアンケートの結果を入れていこうということで、3年前のものとは変えてしまった部分もあります。ご要望があれば検討させていただきたいと思います。「今も行っていますし、今後も行っていく」ということを示したほうがよいということであれば、入れていきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。「本人や保護者の希望を尊重した」という表記についても、49ページの現状と課題の下から2行目には入っていますが、取組の方針にも同様の趣旨は入っているかと思います。

今のご意見を受け、3年前の文章と比較において、整理するために削除した部分は再度、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

他にご意見等はございませんか。

浦安手をつなぐ親の会：60ページに「おさんぽバス」を、1路線増やして3路線にするとあり

ますが、この3路線目が非常に時間のかかる循環式のバスです。増やしていただけることは大変ありがたいのですが、役所や社会福祉協議会に行くにも、日の出からだ、大回り40分ほどかかります。料金的には安いのですが、非常に利用しにくい感じ。予算がバスの購入費用3台分増えたかと思いますが、欲張り過ぎた路線のつくり方で、利用者にとってはどうなのかと思います。事業課としてはどのようにお考えですか。

事務局：「おさんぽバス」の3路線目については、時間が長くかかるということは承知しております。使う方がどこで降りるかということですが、既存のバス路線とは少し違う経路も走りますので、それに伴う利便性はあると思います。また、今のご意見も担当課にお伝えいたします。

委員長：ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

社会福祉法人サンワーク ソーシャルサポートセンター：34ページに「東野複合福祉施設の整備」があり、その内容が書かれていますが、地域生活支援拠点の整備というものは、名前だけは知っていますが、具体的に何をやるものなのか、実際に利用者の方等にはわかりにくいと感じます。グループホームの整備ことなのか、都の施設の整備のことなのか、よくわかりません。

委員長：確かに、具体的に示したほうがわかりやすいと思います。ただ、その拠点をどのように整備するか、東野に施設をつくり、その中で行うということは決定なのですね。既存の地域の事業所等との連携については、今後、自立支援協議会でも話し合っていくべきところだと思います。大枠が決まっています、記述できる部分は、もう少し書き込んでいただくとよいと思います。

では、(1)を終了して、次に進みます。

(2) 第2編障がい福祉計画について

委員長：議題(2)第2編障がい福祉計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局：当日配布資料の議題1資料(2)「第2編障がい福祉計画」について説明いたします。障がい者総合支援法に定められている障がい福祉サービスと市町村で実施する地域生活支援事業の見込量と確保策を掲載しています。

1ページ目の計画の基本方向、2ページ目のサービスの内容と対象者については、3年前のものを踏襲した形になります。

3ページ目からサービスの説明になります。新制度になり、追加される場所がありますので、抜粋して説明いたします。(1)訪問系サービスの2番目、重度訪問介護は、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行う事業で、30年度からの法の改正により、入院中の医療機関においても、一部利用が認められるということが追加されています。

5ページ目の訓練等給付の一番下に、平成30年度からの新規事業として就労定着支援があります。「一般就労している障がいのある人の就労に伴う生活面の課題の解決のため、事業所・家族との連絡調整や助言などの支援を行うサービス」になります。主な利用対象者像としては、「就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人」となっています。

6ページ目(3)居住系サービスの一番上、自立生活援助です。「障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者な

どに対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う制度」です。主な利用対象者像としては、「障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人」などです。

8 ページ（5）障がい児支援の上から4番目の保育所等訪問支援について、利用対象者が加えられました。「平成30年度より、乳児院・児童養護施設に入所している障がいのある児童も認められます」ということです。

また、一番下に居宅訪問型児童発達支援があります。これは「居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を行う事業」です。主な利用対象者像としては、「重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童」となっています。

9 ページ目は地域生活支援事業です。国が定めた事業と合わせて、障がい者総合支援法で、日常生活と社会生活をサポートするサービスを、地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、必須事業と任意事業があります。必須事業については、ここに書かれているとおりです。任意事業については、法律改正があり、市町村で柔軟にできる事業が見直されましたので、事業数としては減っています。前回の資料をおもちであれば、90ページに任意事業についてのっていますのでご覧ください。事業が少し減っています。パソコン要約筆記者養成研修事業、自動車運転免許取得改造事業、緊急通報電話対応事業、障がい者虐待防止対策支援事業については、任意事業から外されています。同時に（7）地域生活促進事業として、平成29年度から国が促進すべき事業を掲げ、地域生活支援促進事業として発達障がい者支援や虐待防止対策等の促進事業を市で実施します。これについては、浦安市では障がい者虐待防止対策支援事業、成年後見制度の普及啓発事業を実施しています。

以上が事業の説明です。

続いて、11ページをご覧ください。ここからは国の基本指針の成果目標です。（1）施設入所者の地域生活への移行の推進ということで、国の基本指針では、平成28年度末の施設入所者の9%以上を地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数を差し引き2%以上削減することを目標にしています。浦安市では平成28年度末の施設入所者数は54名で、目標として平成32年度末の施設入所者数53名となっています。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、これは浦安市でも検討していくことになっています。

13ページは就労の目標ということで、基本指針で成果目標を書いています。平成32年度中に一般就労に移行する人数を、平成28年度の実績の1.5倍以上にすることを目標にしています。浦安市では、平成28年度の一般就労移行者数は22で、これは就労支援センターの実績になります。目標は1.5倍の33としています。

（2）就労移行支援事業の利用者に係る目標で、平成28年度の就労移行支援事業の利用者が51名で、32年度までに2割以上の増加を目標としており、61人としています。

②事業所ごとの就労移行率としては、国の基本指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目標としていますので、目標は50%としています。

15ページからは、障がい福祉サービスの実績と見込ということで、各サービスの27年度から29年度の実績と見込量について挙げています。30年度から32年度の見込みについては、現在、担当課で作成中ということで、空欄になっています。最終的に、素案には

盛り込んでお示しします。

最後に、委員からご指摘がありました、障がい児の協議の場について、26ページをご覧ください。障がい児支援の取り組みの今後の取り組みの4行目「また、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、障がい児支援の提供体制を整備します」という一文を盛り込んでいます。

障がい福祉計画については以上です。

委員長：ありがとうございます。ご意見、ご質問があればお願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：先ほどの質問で、26ページに書かれているということで納得したのですが、これに関連して、こちらの障がい者福祉計画のほうに、素案の42ページの「子どもへの支援の充実」の中に、「医療ケア児の障がい児支援」という項目があります。国の施策として、医療ケア児に関するこのような方針がだされているということですが、この42ページに、先ほどの37ページに書かれている分案を書いてはいかがですか。国の施策としては、「医療的ケアが支援を受けられるように」という形の指針だと思いますので、ここの「子どもへの支援の充実」の現状と課題に移すということですが、いかがですか。

また、障がい計画のほうに、協議会の設置をすると書かれていますが、それに関連して、障がい者福祉計画の42ページの取り組みの方向性②連携体制の強化に、協議会の設置を明記されてはいかがですか。

委員長：42ページの連携体制の強化の部分で、連携の対象になっているものに医療機関が入っていません。本来は、自立支援協議会子ども部会とも関係があるところなので、医療機関も含めて連携をとることは、当たり前だと思います。医療的ケア児の支援について協議する場も絡むのではないかとご指摘です。たぶん、いろいろなところに絡んでいるので、どこにどのように整理するのかが難しいとは思いますが、特に子どもに関しては、重複しても構わないので、記載してはどうかというご意見です。ご検討ください。他にご意見等はございませんか。

私から、質問いたします。見込み量は今後だすということですが、第2編の前段で、11ページ以降、目標の数がでてきます。この基準の数は、それぞれ28年度末の数字になっています。障がい福祉計画の見込みの数字も、30年度以降は28年度末の実績値が基準になるのですか。ご存知であれば教えてください。

事務局：実績としては、27年度から29年度の値を入れています。29年度については実績というよりも実績見込みとなります。この3年間の伸びを加味した形で、見込み量を出していくことになると思います。目標値があるものに関しては、その値を考慮した上で、見込み量を考えていきたいと思っています。

委員長：ありがとうございます。

質問したわけは、前回は24年度、25年度、26年度の3年度の実績をもとに、27年度、28年度、29年度の見込みを立てているということだと思いますが、見込みと実績にかい離があるものが結構あるからです。それは、24年度、25年度、26年度の実績を踏まえて見込んだけれども、大きく違って、見込みよりもかなり少ない実績しか得られなかったと読めばよいのでしょうか。そのあたりの説明をしていただけますか。

事務局：3年前についても、24年度、25年度、26年度の実績をもとに、27年度、28年度、29年度の見込みを作成しています。ご意見の通り、見込みにかい離が見られるものもありま

すので、現在行っている見込みの決定作業でも、さらに精査していきたいと考えています。

委員長：ありがとうございます。

私の質問の趣旨としては、見込みとかい離があるのでいけないということではありません。おそらく重度訪問介護では、16ページの表のように、見込みと実績、計画比がだされて、かい離が見られています。重度訪問介護については、たぶんニーズとしては10人くらいあるけれども、それを受ける事業所がなかなかないということで、実績が抑えられているのではないかと思います。市としては、ニーズに応じた見込値にするのだという考えであれば、むしろ計画としては正しいと思います。

見込み値をどれくらいにしていくのかという考え方の整理を、次回にでも聞かせていただければ結構です。よろしくお願いします。

他にご意見等はございませんか。

浦安市自閉症協会：素案の45ページ「就学後療育・教育の充実」の取り組みの方向性ですが、

「また、青少年サポート事業では、発達が気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校と連携を図っていきます」という文章が、

①特別支援教育の充実から、②教職員の資質・力量の向上に移動したということですが、青少年サポート事業としては、学校の先生に対しての勉強会等しか行わないということでしょうか。深読みをしているかもしれませんが、「青少年サポート事業から学校現場に行き、そこで子どもの現状をみて、先生にアドバイスをする」というようなことではなく、「学校には立ち入らずに、先生に対してセミナー等をするだけ」というように読み取れてしまいました。①から②に移動した理由を教えてください。

事務局：ご意見の通り、もちろん青少年サポート事業では教職員の研修を行っていますが、学校に直接入り、個々の生徒が生活しやすくなるように支援するというのも行っています。それも含めて「教職員の資質・力量の向上」と考えて、②に移動しています。実際に、研修だけでなく、学校支援も実施していますし、今後の続けていくということです。

委員長：両方にまたがるけれども、どちらかに載せるとなると、主に②ということでしょうか。

事務局：はい。

浦安市自閉症協会：個人的には、そのように読み取れませんでした。どこで判断すべきことでしょうか。

事務局：青少年サポート事業は個別支援や集団支援ということで実施しています。その他に地域支援ということで、学校に入り、子どもの様子をみていただき、先生にアドバイスをするという支援も行っています。そこを取り上げて、今回は②「教職員の資質・力量の向上」に入れたということです。①に入れると、特別支援教育の充実に入ることになりますので、②のほうがふさわしいという判断で、移動させていただきました。

委員長：要するに、福祉の予算で、このような取り組みをするということで、教育の充実ではないだろうかということです。これは、保育所等訪問支援のような形で、専門家が訪問して、学校の先生と連携してどのような教育のしかたをしていくのかよいか、先生とも話し合いながら、その子どもの支援を充実していくということです。教職員の資質向上にもつながるということで、障がい事業課の予算として実施していると、整理したということで、よろしいですか。意味合いとしては両方に入るかと思いますが、予算の縦割りの話もある中で、②に入れたということだと思います。

浦安市自閉症協会：一応、承知しました。ただ、青少年サポート事業をもっと使えるということ、示していただきたいと思います。現状と課題のところに、名称だけでも挙がるとよいと思います。

委員長：現状と課題の部分に復活させるかどうかは、またご検討ください。

他にご意見等はございませんか。

社会福祉法人サンワーク ソーシャルサポートセンター：第2編の地域移行等の目標のところですが、冊子も見ましたが、対象は基本的には施設入所者だけということですか。私どもでは、今回、病院からの地域移行というものに関わっておりますので、そのようなケースも含まれるのかどうか、うかがいたいです。もし、そうであれば、「病院または施設入所者等」という表現にしたほうがよいかと思います。もちろん、後ろのほうには地域移行で行った数がでてきますが、それに病院からの地域移行も含まれるのかどうか、教えてください。

委員長：精神科病院の長期入院者は入るのかどうかというご質問です。事務局、いかがですか。

事務局：こちらの地域生活の移行目標については、「施設入所者の地域生活への移行」ということで、施設入所者のみを対象としています。入院患者の地域移行に関しては、地域包括システムの構築というところで、市町村では入院患者の地域移行については記載していません。

委員長：基本指針の中でも、施設入所者のみということになっています。精神科入院者については、市町村ではなかなか把握しにくいこともあり、本来は、ご意見の通り、計画をたて地域移行、地域定着のご相談を受けるべきだと思いますが、この目標の中には入っておらず残念です。ただ、23ページ、24ページの相談支援の取り組みで、地域移行、地域定着の数を増やしていこうということで、おそらく精神科病院の長期入院者についての地域移行の実績に代わるものになっていくかと思います。

他にご意見等はございませんか。

では(2)を終了して、次に進みます。事務局においては、これまでのご意見等を踏まえ、修正をよろしくお願いいたします。

(3) その他

委員長：議題(3)その他として、事務局より今後のスケジュール等について、説明してください。

事務局：本日はたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。ご意見を踏まえ、素案を修正いたします。パブリックコメントが1月に変更になりましたので、この素案修正とともに、市の政策側との調整もあり、内容が少し変更する可能性があります。最終的に、パブリックコメント前に決定したものを、委員のみなさんに送付したいと考えております。今後、お気づきの点があれば、メール等でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

1月1日の広報にパブリックコメントについて載せ、その後、1月11日の計画策定委員会で、さらに素案を検討し、1月2月の部会でもご意見を収集し、最終的にパブリックコメントの結果についても、この計画策定委員会でご報告し、2月21日の第6回策定委員会で計画を決定します。3月下旬に冊子を完成させたいと考えています。

あと2回の委員会、よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。

他に何かございませんか。
では、議事を終了します。

3.閉会

委員長：これもちまして、第4回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を終了します。
ありがとうございました。

平成 29 年 11 月 16 日 (木)
午後 1 時 30 分～
市役所 4 階 会議室 S 2・3

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成 29 年度第 4 回）次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 障がい者福祉計画の素案について
3. 閉会

浦安市障がい者福祉計画 (平成30年度～平成32年度)

【素案】

この資料は、障がい者福祉計画のうち以下の部分の素案となります。

- 1 「計画の基本的事項」
- 2 「第1編 障がい者計画」

- 前回の「障がい者福祉計画(平成27年度～平成29年度)」からの追加内容や大幅な変更点などには、網かけがしてあります。
- 「主な事業」のうち新規事業には、**新規**と記載しています。

平成30年3月
浦 安 市

目次

頁

計画の基本的事項

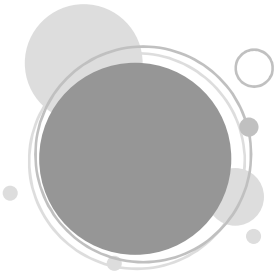
1	計画策定の趣旨	1
2	法律・制度の動向	2
	(1) 障がい者の権利に関する条約の批准	2
	(2) 障害者基本法の改正	2
	(3) 児童福祉法の改正	2
	(4) 障害者虐待防止法の施行	2
	(5) 障害者総合支援法の施行と改正	3
	(6) 障害者優先調達推進法の施行	3
	(7) 障害者差別解消法の施行	3
	(8) 改正障害者雇用促進法の施行	3
	(9) 成年後見制度利用促進法の施行	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の対象者	6
6	計画策定の方法	7
	(1) 計画策定の方法	7
7	計画の推進・フォロー体制	8
	(1) 計画の推進体制	8
	(2) 計画のフォロー体制	9
8	前期計画の評価	10

第1編 障がい者計画

第1章	計画の基本理念と施策推進の方向性	12
	1 計画の基本理念と重点的な取り組み	12
	2 施策の体系	14
第2章	施策の展開	15
	1 理解と交流の促進	15
	(1) 啓発の推進	15
	(2) 市民との協働による支援活動の促進	17
	(3) 交流機会の拡充	19
	2 福祉・生活支援の充実	21
	(1) 相談支援の充実	21
	(2) 在宅福祉サービスの充実	24
	(3) 日中活動の場の充実	28
	(4) 住まいの場の充実	31

3	保健・医療の充実	35
	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見	35
	(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実	37
4	子どもへの支援の充実	42
	(1) 就学前療育・教育の充実	42
	(2) 就学後療育・教育の充実	45
	(3) 就学・進学相談の充実	49
	(4) ライフステージを通じた支援の推進	50
5	雇用・就労支援の推進	52
	(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	52
	(2) 福祉的就労の促進	55
6	生活環境の整備	58
	(1) 歩行空間・建築物の整備	58
	(2) 移動・交通手段の整備	60
	(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	63
7	自立と社会参加の促進	67
	(1) 余暇活動の促進	67
	(2) 自主的活動の促進	70
8	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	72
	(1) 権利擁護施策の推進	72
	(2) 虐待の早期発見・防止	75
	(3) 差別の解消と合理的配慮の推進	77

計画の基本的事項



1 / 計画策定の趣旨

障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して基本的な方向性を定めています。さらに、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が施行されています。

本市では、平成 27 年 3 月に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体化した平成 27 年度（2015 年度）を始期とする 6 年間計画の前期計画「障がい者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を策定し、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるようにさまざまな支援を行ってきました。この前期計画の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、計画の見直しを行い、新たに平成 30 年度を初年度とする後期計画「浦安市障がい者福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法律・制度の動向

(1) 障がい者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名、それ以降、同条約の批准に向け、さまざまな国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正、障がい者の定義を見直したほか、「意思疎通のための手段についての選択の機会の確保」を規定するとともに、「意思疎通のための手段」の例示として「言語（手話を含む。）」と規定しました。

(3) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を策定することになっています。

(4) 障害者虐待防止法の施行

深刻化している家庭や施設での障がいのある人に対する虐待を防ぐため、平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」を施行し、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に、自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどを盛り込んでいます。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法を、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正施行し、障がい者の定義に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などを決めました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとしています。

(7) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を公布し、平成 28 年 4 月に施行しました。

この法律では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務を定めています。

(8) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)を改正、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定めるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることを規定しました。

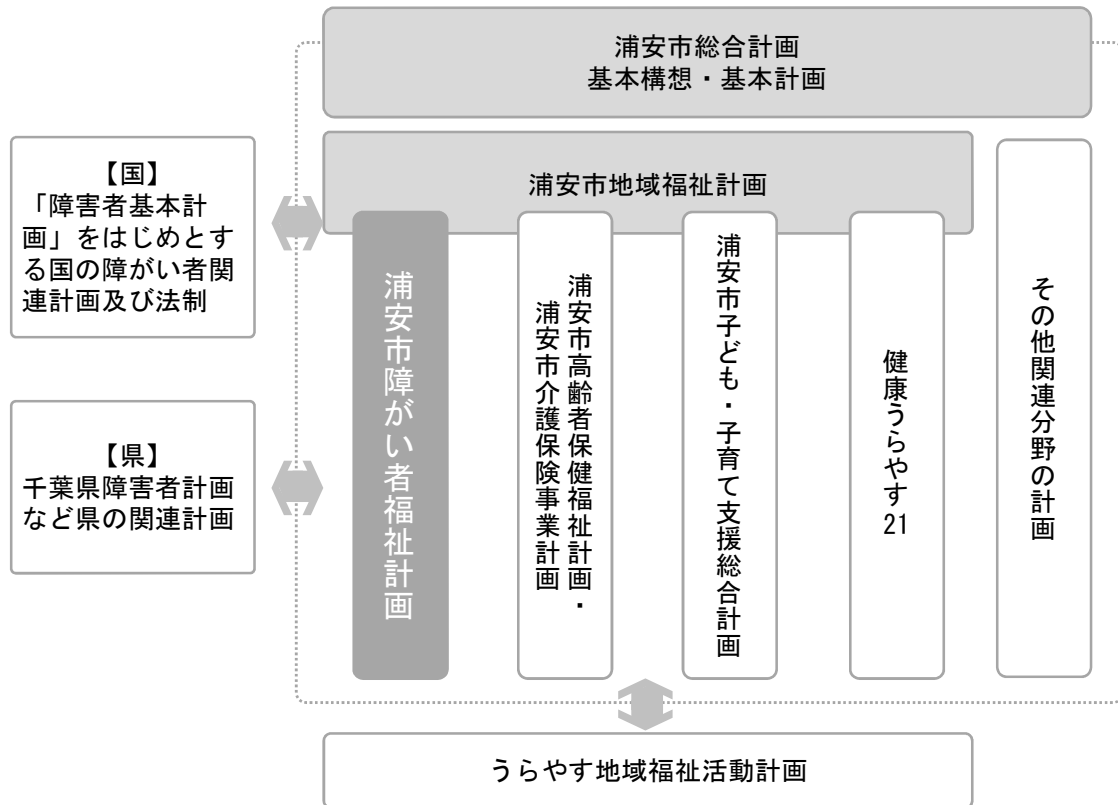
(9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)を公布し、同年 5 月に施行しました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などを規定しました。

3 計画の位置づけ

この計画は、「浦安市総合計画」の部門計画として策定しており、市総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



4 計画の期間

「浦安市障がい者福祉計画」は、長期的な展望に立った障がい者施策の方向づけを行う計画であることから、計画期間は平成27年度（2015年度）を始期とする6年間ですが、目まぐるしく変化する障がい者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応していくため、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3か年を計画期間とする前期計画とし、平成29年度に見直しを行って、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの後期計画を策定します。

また、この計画に包含される「第5期障害福祉計画」に相当する部分については、障害者総合支援法の定めに基づき、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年計画とします。



5 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする以下の関連法をふまえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

また、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法 にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

6 計画策定の方法

(1) 計画策定の方法

① 障がい者関連施策の進捗状況の洗い出しと評価

障がい者福祉計画に掲げた施策全般にわたる事業の進捗状況について、各関係部署による洗い出しを行い、今後の施策の方向性を検討・評価し、新たな計画における方針を定めました。

② 障がい福祉に関するアンケートの実施・分析

障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

③ 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、また広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、計画内容の見直しへの反映に努めました。

④ 障がい者福祉計画策定委員会における審議

障がい者団体関係者をはじめ、福祉・医療・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者などからなる「計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

7 計画の推進・フォロー体制

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的・実効的に推進していくために、以下のような連携と協働の体制の整備を図ります。

① 庁内の推進体制の整備

健康福祉部（障がい事業課・障がい福祉課）を中心として、関連部局が連携し、計画を推進します。

② 人的資源の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで、不可欠である専門技術者の確保と育成に努めます。特にケースワーカー・手話通訳者・要約筆記者・福祉サービス従事者などの確保と資質の向上に努めます。

③ 関係機関・市民等との連携の促進

i) 福祉・医療・教育・雇用等の関係機関との連携

本計画を推進する担い手となる、福祉・医療・教育・雇用等の各分野と、より一層の連携に努めていきます。

ii) 民間事業所等との連携

市民全体の力を集めて本計画を推進していくために、民間の一般事業所、マスメディア・市民団体・自治会等との連携を図り、情報交換・課題の共有、協働の推進に努めます。

iii) 近隣市及び県、国との連携

広域的な対応が必要な施策・計画については、近隣市および県と連携を図ってその実現に努めます。また、県、国に対しては、特に行財政上の措置を、必要に応じて要請していきます。

(2) 計画のフォロー体制

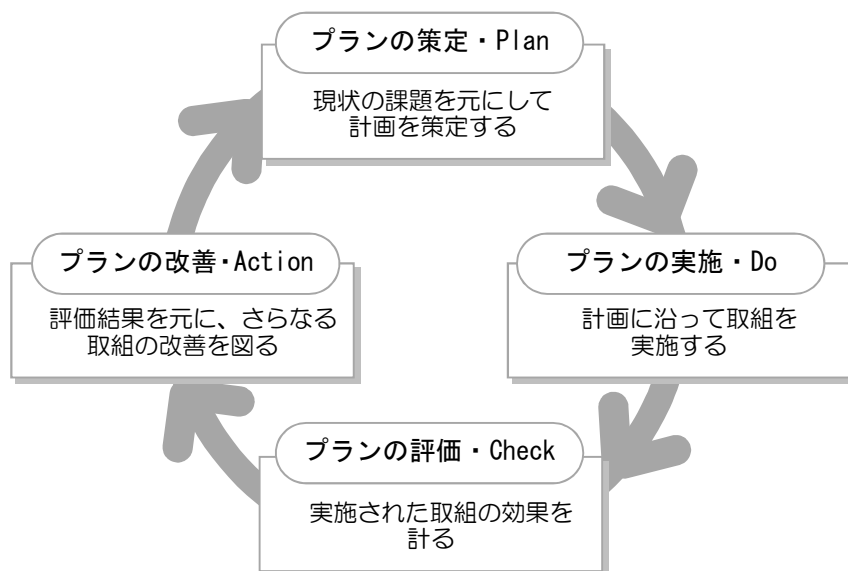
本計画は、日々現実に生活を営んでいる障がいのある人を主な対象とした計画であり、また、福祉・医療・教育・雇用等の各分野との連携と、社会情勢の変化や障がいの特性にあわせた配慮が必要です。

したがって、計画自体をより具体的なものにするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

浦安市では、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」の双方に「PDCAサイクル」を導入し、市・関係機関・障がいのある人の代表からなる浦安市自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗状況を年に1回以上、自立支援協議会で評価・分析するとともに、必要に応じて事業の見直し等を行います。

「PDCAサイクル」は、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくものです。



8 前期計画の評価

平成26年度に策定した「浦安市障がい者福祉計画(平成27年度～平成29年度)」について、主な事業の達成状況を把握しました。

その結果、達成状況はB評価が 事業(%)と最も多く、次いでA評価が 事業(%)となっています。

C評価は全体で 事業となっており、主なものとしては、「 」などとなっています。

「浦安市障がい者福祉計画(平成27年度～平成29年度)」
で位置づけられら施策の達成状況

項目	事業数	割合
A 評価		%
B 評価		%
C 評価		%
合計		%

第1編 障がい者計画

1 計画の基本理念と重点的な取り組み

本市の総合計画（計画終期：平成32年度（2020年度））では、まちづくりの上位目標として、「市民一人ひとりが、家庭や地域社会のなかで、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまち—生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市—」を掲げています。

今日の障がいの概念の広がりへの的確な対応や、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の目標である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、次の5項目を重点的な取り組みとします。

1. 理解と交流の促進

引き続き、小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」による啓発活動、各種イベントや講演会等通して、障がいと障がいのある人への市民の理解を深める取り組みを行うとともに、より効果的な啓発活動の方法を検討し、積極的に展開していきます。

2. 自己決定を尊重したサービスの提供

障がいのある人が、自身の望むライフスタイルや人生設計に応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することを基本に考えたサービス等利用計画の充実を推進し、一人ひとりのニーズに対応したきめの細かいサービスを提供します。

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、意思決定支援ガイドラインを活用し、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

また、サービスの質的・量的充実を努め、事業所の連携を強化するとともに、新規事業者が参入しやすい環境を整備します。

3. ライフステージを通じた支援の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、サポートファイル（家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールで、障がいの特性や特徴などの情報・支援内容の記録・関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファ

イル)を活用して、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した支援を推進します。

また、保健・医療・福祉・保育・教育、障がい児通所事業所等の連携を図り、療育を実施する体制を強化していきます。

4. 就労の促進

障がいのある人が希望と適性に応じて就労することにより、社会的・経済的に自立できるように、障がいのある人が働く環境の整備や就労支援体制の充実を推進します。

5. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

災害時要援護者に対し安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、福祉避難所と支援体制を整備するとともに、広く民間の事業所にも協力を求め、官民協働で災害時の支援にあたります。また、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組めます。

6. 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の構築のため、障がいの有無にかかわらず相互理解が深まるように、差別の解消と合理的配慮を推進し、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

2 施策の体系



1 理解と交流の促進

(1) 啓発の推進

現状と課題

市では、小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」による啓発活動や、イベントを開催し、障がいのある人に対する理解を広げる取り組みを行ってきました。

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果（以下「アンケート」という。）では、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校での福祉人権教育を充実する」の割合が37.1%ともっとも高くなっています。

今後も、本市のまちづくりの大きな目標のひとつである「人間尊重のまちづくり」を基本に据え、「こころのバリアフリーハンドブック」等を活用し、市民一人ひとりが、障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、より効果的な啓発活動の方法を検討し、積極的に展開していく必要があります。

取り組みの方向性

① 広報紙等による理解の促進

引き続き、「こころのバリアフリーハンドブック」を障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるためのツールとして活用していくとともに、配布方法や活用方法について、より効果的な方法を検討し、充実した啓発機会を設けていきます。

② 理解と協力の呼びかけ

各種イベントや広報誌等を通して、障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための情報を提供していきます。

③ 啓発活動の推進

各種講座や講師派遣等を通して、障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための情報を提供していきます。

④職員の研修機会の充実

浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長への研修を必須とするとともに、多くの職員へ障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるための機会として研修への参加を呼びかけます。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。

事業名	自立支援協議会・権利擁護部会
担当課	障がい事業課
内容	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進します。

事業名	職員研修
担当課	人事課
内容	新規採用職員研修等で、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修（車いす利用体験、障がい当事者の講話等）を行います。

新規

事業名	職員研修
担当課	障がい事業課
内容	浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長への研修を必須で行います。

(2) 市民との協働による支援活動の促進

現状と課題

障がいのある人を支援する団体の活動に対し、側面的な支援を行うとともに、障がい者団体や支援団体と連携して啓発活動に取り組みました。

また、社会福祉協議会を中心に、ボランティアに関する情報の提供、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備、活動の側面的支援などに取り組みました。

障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が欠かせません。

今後も地域で福祉活動を行う人材や団体を発掘、育成、支援するとともに、市と地域の人々が協働して障がいのある人を支援していくことが必要です。

取り組みの方向性

①市民による支援活動の支援

障がいのある人を支援する団体が、講演会やイベント等の活動の情報を発信できるように支援を行います。

市民活動団体等との協働による講演会やイベント等の開催を推進します。

②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備

ボランティア養成講座等の実施、地域の多様な団体による担い手の発掘、住民活動の支援や意識の向上、活動団体間の交流・連携などに取り組むことにより、地域全体で支え合える体制づくりを促進します。

③ボランティア活動の推進

企業や学校等にボランティア活動の内容を周知し、ボランティア体験への参加を呼びかけます。

市職員のボランティア活動への参加促進を図ります。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	市役所の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいと障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会やイベントなどの啓発活動を行います。

事業名	事業の後援
担当課	障がい事業課
内容	市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行います。

事業名	市民活動促進事業
担当課	協働推進課
内容	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。 市民活動団体と行政・自治会・事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携して事業を行う取り組み「つなぐプロジェクト」を行います。

事業名	ボランティア休暇制度
担当課	人事課
内容	職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。

事業名	地域ぐるみ福祉ネットワーク
担当課	社会福祉課（社会福祉協議会）
内容	手話、点字、拡大写本、朗読、介助等障がいのある方をサポートしているボランティア活動の推進を図ります。また、支部社会福祉協議会が実施しているサロンや見守り活動等への支援を行い、住民同士の親睦やつながりを深めます。

(3) 交流機会の拡充

現状と課題

アンケートでは、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと考えることとして、「障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する」が第4位となっています。また、「小さい時から一緒に学び、育つこと」「障がいのある人と関わる機会を増やすこと」などの自由意見が出ています。市では、平成27年度より、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、新浦安駅前広場において、障がい当事者の団体によるステージや、障がい福祉サービス事業所による出店を行い、障がいのある人とない人の交流を深めています。

本市在住の特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校等において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」や、特別支援学級と通常の学級担任の交流を行いました。また、市では、平成27年度より、市川特別支援学校高等部生徒の通学時、市民のボランティアが横に付き添い見守りを行う事業を開始し、生徒の自力通学を支援しました。

今後も、地域全体で障がいのある人もない人も、すべての人が、ともに助けあい、協力していけるよう、交流機会の拡充を図ることが重要です。

取り組みの方向性

①地域との交流の推進

障がいと障がいのある人の理解を深めるため、今後も障がいのある人もない人も参加できるイベントを開催していきます。障がい者団体等が地域との交流事業を積極的に行えるように、団体に対し側面的支援を行います。

市民のボランティアによる市川特別支援学校の生徒に対する通学見守り支援事業をはじめ、障がいのある人を地域全体で見守るような体制を推進します。

②学校での交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の日常的な交流を基盤にし、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を推進します。また、本市在住の特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校等において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を推進していきます。

特別支援学級と通常の学級担任の交流や、合同研修等を通じて、教職員全体の障がいと障がいのある子どもに対する理解を促進し、教職員全員で障がいのある子どもを支える校内体制の拡充を図っていきます。

主な事業

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

新規

事業名	市川特別支援学校通学支援事業
担当課	障がい事業課
内容	市川特別支援学校高等部生徒の通学時、ボランティアが横に付き添い、見守りを行います。

新規

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいと障がいのある人の理解を深めるため、新浦安駅前において、障がいのある人もない人もともに参加できるイベントを開催しました。

2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

現状と課題

平成24年4月よりすべての障害福祉サービスの利用者にサービス等利用計画が必要になりました。平成28年度末現在、サービス等利用計画の作成状況は100%に達していますが、セルフプランが増加傾向にあります。相談支援事業所と相談支援専門員の不足の解消が課題となっています。

アンケートでは、10.7%の人が相談にのってもらえる人がいないと回答しています。また、障がい者団体等のヒアリング調査では、専門的な相談先や、訪問による相談対応等、相談支援の充実を求める声が挙がっています。

今後も、新しい相談支援事業所の参入と相談支援専門員の増加を促進するとともに、障がいのある人とその家族、支援者等の多様な対象に対応した相談体制の充実と、相談員の専門性の向上を図っていく必要があります。

取り組みの方向性

①相談支援体制の充実

ソーシャルワーカー等、市職員の相談機能を継続するとともに、各機関と連携をとり、福祉窓口の資質向上を推進します

「民生委員・児童委員」、「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」、「障害のある人ない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく地域相談員」、「基幹相談支援センター」、「指定特定・障害児相談支援事業所（計画相談支援を行う事業所）」、「障がい者権利擁護センター」、「社会福祉協議会」などさまざまな相談機関の存在や相談・支援活動について周知を図り、障がいのある人やその家族の利用を促進します。

②本人の意思の尊重

障がいのある人に対する相談においても、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。

③専門的な相談体制の充実と連携の促進

自立支援協議会を中心に関係機関の連携を推進します。

基幹相談支援センター事業では、連携会議・事例検討会等の開催や相談支援事業所訪問等を行い、相談支援実務に関する助言、専門的な支援を行います。

専門性が求められる多様な相談については、健康福祉センターの所管ごとに設置された「中核地域生活支援センター」のバックアップやネットワーク機能を活

用し、各専門分野と連携を図り、相談者に必要な支援を提供します。

また、的確な相談と援助・サービスへのつなぎ機能が円滑に行われるよう、サポートファイルの活用や連絡会議・ケース会議等を通じて、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の連携強化を図ります。

障がいのある人やその保護者等に対し、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用につなげる体制を強化するため、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続することで、相談支援事業への新規参入と相談支援専門員の資格取得を促進します。

④サービス等利用計画作成の質の向上

サービス等利用計画の質の向上を目指して、実務者会議等と連携しながら自立支援協議会等で協議していきます。また、実務者会議や研修、事例検討会等を開催し、相談員の質の向上に努めます。

主な事業

事業名	自立支援協議会・相談支援部会
担当課	障がい事業課
内容	「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、相談支援の地域の実態や課題等の情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働します。

事業名	基幹相談支援センター事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が地域で生活するためのさまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを24時間365日体制で実施しています。 相談員の資質の向上や相談体制の強化を図る地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討会などを開催します。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するために、障がいの特性や特徴や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を周知・活用します。

事業名	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人やそのご家族に地域の相談員として協力いただき、地域の身近な相談の窓口として、電話やFAX等での相談に対応しています。

事業名	計画相談支援推進事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に要する経費の一部を補助します。

新規

事業名	障がい者権利擁護センター
担当課	障がい事業課
内容	相談員を配置し、障がいのある人に対する虐待や差別に関する相談を受け付け、対応します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が、障がいの特性に応じて、必要な福祉サービス等が受けられるように、障害福祉サービスの利用者負担軽減措置の実施や、「障がい者等一時ケアセンター」での緊急預かり等を行いました。

アンケートでは、今後の暮らしについて必要なことや課題・不安について、「緊急時の対応」が47.5%で第1位、「費用面」が37.8%で第2位、「日常的な生活面でのフォロー」が37.6%で第3位となっています。また、障がい者団体等のヒアリング調査では、短期入所や行動援護の不足の解消や、重度障がい者を介護できるヘルパーの確保など、在宅福祉の充実に関する声が挙がっています。

引き続き福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいのある人が必要なサービスが受けられるよう、制度の周知及び支援者の確保とスキルの向上を推進することが必要です。

取り組みの方向性

①支援の人材の確保

障がい福祉サービス等従事者の処遇改善と、離職防止、人材の確保を図ります。また、医療的ケアを行える人材など、多様な障がいに対して支援ができる人材の育成について推進していきます。

障がいの種類や程度に応じた適切な支援を行えるよう、研修の充実を図ります。

②利用者の負担軽減

障害福祉サービスの利用者負担について、その経済的負担を緩和するため、国の動向を踏まえながら、利用者負担軽減措置を継続します。

③福祉サービス情報の周知と利用の促進

広報、ホームページや各種イベントなどで、市の福祉制度の周知を図るとともに、「障がい福祉ガイドブック」や相談等を通して、福祉サービスの周知と利用の促進を図ります。

④生活安定のための制度の充実

市や国の手当の支給、在宅介護を支援する助成制度や、各種在宅福祉サービスの充実を図り、介護者の経済的負担の軽減に努めます。

⑤在宅生活を支えるサービスの充実

ニーズを的確に把握し、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図ります。在宅生活を支えるために、「障がい者等一時ケアセンター」では、短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行い、障がいのある人とご家族を支援します。また、緊急時支援事業の拡充について検討していきます。

主な事業

事業名	障がい者福祉サービス利用支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部を助成します。

事業名	各種手当の支給
担当課	障がい福祉課
内容	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。 国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給も行います。

事業名	障がい者在宅介護支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	一時介護委託料等助成、住宅改造費用助成、住み替え家賃等助成を行います。

事業名	障がい福祉ガイドブック
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人およびその家族に向けた情報提供の一環として、各法令や条例等で定められている福祉制度のあらましを掲載した冊子の配布と電子書籍を作成するとともに、ホームページにも情報を掲載します。

事業名	地域生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行います。

事業名	日常生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がい者緊急時支援事業、寝具乾燥消毒事業、紙おむつ給付事業、ストマ用装具費用助成、出張理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、給食サービス事業等を行います。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	人材の確保等、地域生活支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金
担当課	障がい事業課
内容	医療的ケアを行うことができるヘルパーの不足を解消するため、研修に係る経費を補助します。

事業名	障がい者等一時ケアセンター
担当課	障がい事業課
内容	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
担当課	障がい福祉課
内容	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便性を図るため、用具の購入費用の一部を助成します。

新規

事業名	障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助し、人材の確保と離職の防止を図ります。

新規

事業名	地域生活支援拠点の整備
担当課	障がい事業課
内容	国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点を整備します。

新規

事業名	緊急時支援事業
担当課	障がい事業課
内容	重度の身体障がいまたは知的障がいのある人に対し、緊急の通報を受けた場合に居宅に支援員を派遣し、必要な支援を行います。

新規

事業名	障がい者短期入所事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。

(3) 日中活動の場の充実

現状と課題

「障がい者福祉センター」や「身体障がい者福祉センター」において、生活介護や自立訓練などを実施するとともに、民間事業者の参入を促進し、重度の障がいのある人の日中活動の場の充実に取り組んできました。また、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などを運営する民間の事業者が、国の基準を超える人員配置、環境整備を行い、重度障がい者を支援した場合に運営費補助を行い、質の高いサービスの提供を促進しました。

障がいのある人の福祉サービスに対するニーズは多様化しており、障がい者団体等のヒアリング調査では、「休日や土日に利用できるサービスがあるとよい」、「肢体不自由児が利用できる日中一時支援事業所が少ない」、運動できる施設があるとよいなどの意見が上がっています。

今後も、日中活動の場を確保するため、計画的な整備が必要です。

取り組みの方向性

①既存の日中活動の場の充実

「障がい者福祉センター」、「身体障がい者福祉センター」を中心として、質の高いサービスを提供するとともに、民間事業者への運営費補助も継続し、重度の障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。

「身体障がい者福祉センター」で、医療的ケアを提供します。

「ソーシャルサポートセンター」、「身体障がい者福祉センター」で、障がいのある人の余暇活動、生産活動、創作的活動等を提供します。

特定地域活動支援センター経営事業費補助事業により、地域活動支援センターの機能強化を継続します。

②日中活動の場の整備

高等学校の卒業生等が安心して進路を選択することができるよう、3年ごとに生活介護事業所整備費を補助し、今後の卒業生の人数に応じて計画的に整備します。

総合福祉センターなどの既存施設の狭隘化や老朽化、また国の基本指針に対応するため、障がい者のショートステイ及び短期入所の機能を有する地域生活支援拠点、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年度までに東野地区に整備します。

主な事業

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

事業名	身体障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	ソーシャルサポートセンター事業
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。

新規

事業名	東野複合福祉施設の整備
担当課	障がい事業課
内容	地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年度までに東野地区に整備します。

(4) 住まいの場の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で暮らしていく上で、住まいの確保は重要であり、市ではこれまで、事業者への補助金の交付などにより、グループホームの整備や円滑な運営の促進に取り組んできました。

アンケートでは、「持ち家」が63.7%で6割以上を占めており、自宅での居住環境の向上に資する取り組みも重要と考えられます。

また、将来の希望する暮らし方について、「ひとり暮らし」が最も多く、次いで「グループホーム」、「施設など、大勢の人と一緒に暮らし」となっており、障がい者団体等のヒアリング調査においては親亡き後の住まいへの不安を挙げる人が多くなっています。

グループホームについては、「数の整備だけではなく、需要と供給を把握し、内容や世話人が充実した施設を作してほしい」などの意見が上がっています。

一方、精神障がいや発達障がいの団体からは、「グループホームの共同生活は難しいので、ひとり暮らしをしながら支援を受けたい」などの意見もあり、引き続きグループホームの拡充を図るとともに、多様な住まいの確保への支援が必要になっています。

また、平成32年度までに、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

取り組みの方向性

①グループホームの機能を有する地域生活支援拠点の整備

自立支援協議会等において具体的な機能を協議し、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を平成32年度までに整備し、家族との同居、ひとり暮らし、グループホーム等、一人ひとりが希望する地域生活を支援します。

②グループホームの拡充

整備費用補助を継続し、家庭的な少人数のグループホームの拡充を図ります。

より質の高いサービスが提供できるよう運営費補助、重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、グループホームの充実を図ります。障がいのある人が、一時的にグループホームを利用した場合の経費を補助する地域生活体験事業補助を継続し、地域移行の推進を図ります。

既存の補助事業では対応しきれない重度な障がいのある人、行動援護を必要とする人、医療的ケアが必要な人の住まいについて、また、障がいの特性に配慮したグループホームのあり方について自立支援協議会を中心に検討します。

③住宅関係支援の充実

身体に障がいのある人に対し、住宅改修費用の助成を行い、日常生活の利便性を図ります。

市営住宅については、障がいのある人の世帯等は特枠世帯として、抽選の際に抽選番号を多く割り振ることや、空き室状況に応じて特枠世帯のみを募集区分にするなど配慮します。

民間賃貸住宅の契約にあたり、障がいのある人の世帯と賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みを構築します。

転居・入居時及び既存住宅の改善への支援を行うとともに、民間活力を活用した優良な賃貸住宅の供給や、公的賃貸住宅の供給について検討していきます。

④入所施設の支援

市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」が運営する「もくせい園」（鎌ヶ谷市）、「やまぶき園」（市川市）の運営の充実を図るための支援をします。

主な事業

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住宅改造費用助成）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住み替え家賃等助成）
担当課	障がい福祉課
内容	民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。

事業名	グループホーム入居者家賃助成
担当課	障がい福祉課
内容	グループホームの家賃の一部を助成します。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	南台五光福祉協会
担当課	障がい事業課
内容	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します。

事業名	障がい者グループホーム運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。

事業名	障がい者グループホーム整備事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームの整備費用等に対して補助を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援するグループホーム等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費の補助を行います。

新規

事業名	地域生活支援拠点の整備
担当課	障がい事業課
内容	国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点を整備します。

3 保健・医療の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見

現状と課題

がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした障がいが増加する中、市では、各種健（検）診等を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。

また、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期療育のために乳幼児健康診査の充実を図り、各種健（検）診等の未受診者の解消に努めてきました。

取り組みの方向性

①障がいの原因となる疾病等の予防の促進

健康的な生活習慣を実践し、生活習慣病等を予防するために、健康情報の発信や健康教育・健康相談の充実を図ります。

また、がんの予防や早期発見、がん患者の支援の充実のため「がん対策条例」の制定を検討します。

②障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実

低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等の充実と、医療機関や「市川健康福祉センター（保健所）」との連携を図ります。未熟児訪問指導等を行い、出生早期から積極的な関わりを行います。乳幼児健康診査の充実と、「市川健康福祉センター（保健所）」と低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導について連携を図ります。また、1歳6か月児健康診査内で「かおテレビ」を利用し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めます。

また、各種がん検診や肝炎検査、特定健康診査や後期高齢者健康診査を実施し、がんや生活習慣病の早期発見に努めます。

③障がいの早期対応の促進

乳幼児健康診査でことばや情緒面の発達の心配がある子どもに対し、子育て相談や「のびのびクラス」（1歳6か月児健診等事後指導教室）で発達をうながすための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、「こども発達センター」等の療育機関につなげていくよう努めます。

主な事業

事業名	各種健（検）診
担当課	健康増進課
内容	市国保特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、肝炎ウィルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見します。

事業名	妊婦健康診査
担当課	健康増進課
内容	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。

事業名	未熟児養育医療
担当課	健康増進課
内容	入院を必要とする身体が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。

事業名	乳幼児健康診査
担当課	健康増進課
内容	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある児を早期発見し、適切な機関との連携を行います。

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

アンケートでは、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「保健・医療サービスの充実」が29.7%と最も高くなっています。また、障がい者団体等のヒアリング調査においては、医療機関での障がいに対する理解、障がい特性に応じた医療機関の充実・情報提供、訪問による医療サービスの提供など、医療機関の充実を求める声等が挙がっています。

保健・医療・リハビリテーションの成実は、障がいのある人の生活にとって重要な要素となっています。

また、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針においては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が目標として掲げられています。

今後も、保健サービスや医療を有効利用し、障がいのある人の生活の質を高めるとともに、保健・医療・リハビリテーションの成実を図る必要があります。

取り組みの方向性

①在宅サービスの充実

在宅療養が必要になっても安心して在宅生活を送るための保健福祉サービスの成実を図ります。また、保健師・歯科衛生士等による訪問指導等の保健事業の成実を図ります。

医療的ケアが必要な人への支援の成実のため、障がい者等一時ケアセンターを利用する人に、医療的ケアの提供を行います。また、精神に障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、ソーシャルサポートセンターにおいて訪問看護事業を行います。

居宅介護事業所等に対し、ヘルパーが医療的ケアを行うための研修を受講した場合の経費について補助を行います。

②保健・医療・福祉の連携体制の構築

在宅療養者が安心してケアを受けられるために、支援する多職種が連携しやすい環境整備に取り組みます。

市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会において、関係機関との連携を図ります。また、難病疾患が家庭で安心して療養生活を送れるようにするための支援策として、「市川健康福祉センター（保健所）」、「難病相談支援センター」等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図ります。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

③受診機会の拡充

社会参加等促進事業やコミュニケーション手段などの充実等を図り、受診機会の拡充に努めます。

移動支援では、病院や診療所内での移動や医療機関から他の医療機関への移動なども支援します。

④医療費の助成

医療費助成制度を継続し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。

重度障がい者医療給付金は、申請手続き等の利便性の向上の観点から、千葉県の医療機関を受診する場合には、窓口を受給券を示すことで自己負担を軽減する「現物給付」としています。

各種医療費助成制度を周知し、その利用を促進します。

⑤医療的ケア実施機関の拡充

補助事業により事業者の側面的支援を行い、痰の吸引や経管栄養等を必要とする障がいのある人の通所先の確保を促進します。

「身体障がい者福祉センター」及び「障がい者等一時ケアセンター」で、医療的ケアを提供します。

医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等において生活できるように体制の整備を図っていきます。

⑥リハビリテーションの拡充

「身体障がい者福祉センター」の自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。

また、「医療等関連機能ゾーン」と位置付けされている高洲七丁目2番街区の敷地に誘致するリハビリテーション病院については、民設民営で事業を運営する事業者を選定しました。今後は、選定事業者が建設するリハビリテーション病院を中心に、急性期から在宅復帰するに当たってのリハビリや地域包括ケアなどを行っていきます。

主な事業

事業名	難病者見舞金
担当課	障がい福祉課
内容	「千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞金を支給します。

事業名	自立支援医療（育成医療）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。

事業名	自立支援医療（更生医療）
担当課	障がい福祉課
内容	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成します。

事業名	自立支援医療（精神通院医療）
担当課	障がい福祉課
内容	精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合、その治療についての医療費を助成する事業の申請受付及び周知を行います。

事業名	医療費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度障がい者医療費、精神障がい者入院費の助成を行います。特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾患医療費助成（保健所事業）の周知を行います。

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を助成します。

事業名	身体障がい者福祉センター
担当課	障がい事業課
内容	自立訓練（機能訓練）、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	障がい者等一時ケアセンター
担当課	障がい事業課
内容	短期入所、日中一時支援を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	在宅ケアサービス推進事業
担当課	健康増進課
内容	介護保険や障がい者福祉のサービス利用対象外となった末期がん患者に対して、訪問介護や福祉用具貸与などの居宅サービスを利用した際の費用の一部を助成します。 通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む口腔機能の向上を推進します。

新規

事業名	学校等における巡回訪問看護事業
担当課	教育研究センター・保育幼稚園課・青少年課
内容	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

新規

事業名	リハビリ病院整備
担当課	健康増進課
内容	現在、浦安市が属する東葛南部圏域において、回復期機能を有した病床が不足しており、市内には全くない状況から、「医療等関連機能ゾーン」と位置付けされている高洲七丁目2番街区の敷地に、リハビリテーション病院を誘致するため、民設民営で事業を運営する事業者を公募により選定しました。

新規

事業名	ソーシャルサポートセンター
担当課	障がい事業課
内容	ソーシャルサポートセンターの登録者で、訪問看護事業の派遣の決定を受けた人に、健康保険法に基づく訪問看護に関する事業を実施します。

4 子どもへの支援の充実

(1) 就学前療育・教育の充実

現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとっては、その障がいの影響を小さくしたり、その子の発達を促し能力を育てたりするために、できるだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育や教育を受けることが重要です。アンケートの自由意見では、「幼児期から療育を受け、困り感が改善された」という意見も上がっています。

こども発達センターでは、発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行ってきました。

発達に心配のある子どもに対しては、早期に適切な療育を提供する体制を整備することが必要です。

取り組みの方向性

①療育支援体制の充実

こども発達センターでは、中核的な療育支援の施設として、今後も引き続き、地域全体への療育支援機能の強化・充実を図っていきます。

児童発達支援事業者等と連携し、地域の療育支援体制の充実を図ります。また、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもが母子分離の集団療育を受けられるようにするために、看護師による医療的ケアを実施していきます。

②連携体制の強化

福祉担当課、教育委員会、当事者団体、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等の関係機関による連携の強化を図るとともに、「自立支援協議会こども部会」において、障がいのある子どもへの支援の充実を図るための協議を行っていきます。

また、各機関での支援計画の作成を推進し、一人ひとりの教育的ニーズや支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を活用しながら、就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子どもの支援体制の充実など、療育及び教育体制の充実を推進していきます。

③保育所、幼稚園における支援体制の整備

保育園や幼稚園、認定こども園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもが安心して保育園、幼稚園等において生活できるように体制の整備を図っていきます。

施設については、障がいのある子どものニーズに応じて、スロープやトイレ、エレベーター等の設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討していきます。

主な事業

事業名	療育費用の助成
担当課	障がい福祉課
内容	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。

事業名	自立支援協議会・こども部会
担当課	障がい事業課
内容	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	サポートファイルの作成・配布、発達支援セミナーの開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。

事業名	こども発達センター
担当課	こども発達センター
内容	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援センターとして保育所等訪問支援等、地域に対する支援事業を行います。

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

事業名	保育園の利用支援の充実
担当課	保育幼稚園課
内容	障がいのある子どものニーズに応じて、保育所、幼稚園のスロープやトイレ、エレベーター等の設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討し、事業を進めます。

新規

事業名	学校等における巡回訪問看護事業
担当課	教育研究センター・保育幼稚園課
内容	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。

(2) 就学後療育・教育の充実

現状と課題

特別な教育的支援を必要とする子どもに対する教育については、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめの細かい指導や適切な支援が必要です。

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもだけでなく、通常の学級で学ぶ子どもも対象になります。本市では、これまでも補助教員を配置し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行ってきました。

障がい者団体等のヒアリング調査では、「障がいについて、学校全体で理解してほしい」、「子どもが望む形で、個々に対応した教育支援をしてほしい」などの意見が挙がっています。

今後も、特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室の担当者、補助教員など、教職員全体が、障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、障がい等の状態に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、「就学後の療育が少ない」などの意見が挙がっています。また、放課後等デイサービスや日中一時支援については、「土日も利用したい」「さまざまな内容でニーズに対応してほしい」「重度障がい児の受け入れ先が少ない」など、支援の充実が求められています。

取り組みの方向性

①特別支援教育の充実

本人及び保護者の希望を尊重した上で、通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用に関する助言を行い、きめの細かい指導や支援ができるよう努めます。学校、教育委員会、福祉関係機関等は、特別支援教育の基本的な考え方の理解を深め、互いに連携を図ります。市立小中学校及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業の検討委員会を設置し、医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等において生活できるように体制を整えます。

また、青少年サポート事業では、発達が気になる児童や生徒が、個々の特性に配慮された環境の中で教育を受けられるよう、学校と連携を図っていきます。

②教職員の資質・力量の向上

研修会等を通じ、特別支援学級や通常の学級の担任、及び通級指導教室担当教員、心身障がい児補助教員等の資質・力量の向上を図ります。特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進するよう、教職員研修を実施します。

③通級指導教室の充実

「ことばときこえの教室」、「LD・ADHD等の通級指導教室」「県立船橋特別支援学校のサテライト教室（視覚）」「県立船橋特別支援学校・県立船橋夏見特別支援学校通級指導教室（肢体不自由）」の周知を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な指導が行えるよう努めます。

④教材教具の充実

保護者や関係機関と連携をとりながら、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた教材の種類・内容・質についての充実を図ります。

⑤学校設備・備品の整備

児童・生徒の教育的ニーズに応じて、スロープや多機能トイレ、エレベーター等の設備や学習環境を整えるとともに備品等の整備を進めます。

⑥特別支援学校の通学支援

本市の学区である市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒が通学に慣れるまでの間、ボランティアが横に付き添い、見守りを行うことで、自力通学を促進します。

⑦インクルーシブ教育システムと特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念のもと、全校的な支援体制（基礎的環境整備）を整え、障がいのあるなしにかかわらず、子どもの持てる力を最大限に伸ばす学習環境づくりや個に応じた適切な支援（合理的配慮）の提供を行い、一人ひとりの学びを支える特別支援教育を推進しています。

⑧放課後や長期休業中の支援の充実

放課後等デイサービス、青少年サポート事業、日中一時支援等、放課後や夏休み等の長期休業中に、生活能力向上のための訓練を受ける機会の拡充や、放課後等の居場所づくりを推進します。また、青少年サポート事業において、土曜日にサービスを提供するとともに、市内の放課後等デイサービス、日中一時支援等での休日のサービス提供を促進します。

児童育成クラブにおいて、必要に応じて支援員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	療育費用の助成
担当課	障がい福祉課
内容	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。

事業名	特別支援学校通学支援事業
担当課	障がい事業課
内容	市川特別支援学校高等部生徒の通学時、ボランティアが横に付き添い、見守りを行います。

事業名	青少年サポート事業
担当課	障がい事業課
内容	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図ります。

事業名	特別支援教育就学奨励費
担当課	学務課
内容	市内の特別支援学級および通常学級に在籍する児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒）の就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。また通級教室利用者には交通費の一部を援助します。

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	<p>特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。</p> <p>また、研修にて通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室担当教員、心身障がい児補助教員・支援員の資質・力量の向上を図ります。</p>

事業名	通級指導教室
担当課	教育研究センター
内容	<p>特別な教育的支援が必要である子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団で指導を行い、成長を促します。</p>

事業名	児童育成クラブの利用支援の充実
担当課	青少年課
内容	<p>小学校1～4年生までの児童と、療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を受け入れています。障がいのある児童が安全で安心して楽しく生活できるよう支援しております。</p>

新規

事業名	学校等における巡回訪問看護事業
担当課	教育研究センター・保育幼稚園課・青少年課
内容	<p>医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。</p>

(3) 就学・進学相談の充実

現状と課題

アンケートでは、暮らしやすくするために充実してほしいこととして、「就学・進路指導の充実」が18歳未満で62.0%となっています。

市では、これまでも「教育研究センター まなびサポート」において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談を受けてきました。

今後も、特別な教育的支援を必要とする子どもの持てる力を最大限に伸ばすことができるように学習環境を整え、また、子どもや保護者がよりよい学校を選択できるように必要な情報を提供することが重要です。

そして、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施していくことが必要です。

取り組みの方向性

①就学相談体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教育と福祉、医療等の関係機関との連携を図ります。

②進路選択の充実

小・中学校修了後の就学に向けて、児童・生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者との希望を尊重しながら合意形成を図り、より良い進路選択ができるよう努めます。就学説明・相談会や学校見学などを実施し、進路選択の機会の充実を図ります。

児童・生徒の就学進路先の学校や企業、福祉関係機関等と情報交換や連携を行い、子どもの状況把握に努めます。

主な事業

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

(4) ライフステージを通じた支援の推進

現状と課題

障がい者団体等のヒアリング調査では、成人までの一貫した相談支援等を求める声が挙がっています。障がいや発達に心配のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。

「自立支援協議会 こども部会」では、ライフステージを通じた支援ツールである「サポートファイル」活用の促進について検討し、必要とする人へ配布を行い、切れ目のない支援に取り組んできました。また、「青少年サポート事業」では、就学からおおむね25歳までの発達障がいのある人や発達障がいの心配のある人に対する途切れのない支援の充実を図りました。

今後は、保健・医療・福祉・保育・教育、また障がい児通所事業所の連携等をさらに強化し、個々に応じた適切な相談支援等、療育を実施する体制の強化を図る必要があります。

取り組みの方向性

①支援体制の充実

「自立支援協議会こども部会」において、障がいのある子どもへの支援の充実について協議を行い、ライフステージを通じた途切れのない支援の推進を図ります。

また、児童発達支援センターとしての機能を持った「こども発達センター」を中心に、福祉担当課、教育委員会、当事者団体、障害児通所支援事業所など、関係者による連携の強化を図ります。

②サポートファイルの活用の推進

「サポートファイル」の配布を進めるとともに、障害福祉サービス事業所等や関係機関への周知・活用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた途切れのない一貫性のある支援に努めます。

主な事業

事業名	自立支援協議会・こども部会
担当課	障がい事業課
内容	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	サポートファイルの作成・配布や、発達セミナー等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。

事業名	青少年サポート事業
担当課	障がい事業課
内容	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。

5 雇用・就労支援の推進

(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が自分らしく働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。

アンケートでは、暮らしやすくなるために、充実してほしいこととして、「障がい者雇用の推進」が24.7%と割合が高くなっており、働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が24.9%、「勤務時間や日数を調整できること」が24.1%、「周囲が障がいに対して理解があること」が23.3%と割合が高くなっています。

改正障害者雇用促進法では、平成28年度から、雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的配慮の義務が定められました。

「障がい者就労支援センター」では、複合施設である「ワークステーション」の機能を生かし、福祉的就労から一般就労への移行、市内外の企業や事業所への就職及び定着支援、就労が困難となった場合の再訓練や離職者支援などの就労支援に取り組んできました。

今後も、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図っていきます。

取り組みの方向性

①市及び関連機関での雇用の促進

市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。また、市の採用試験のいずれの試験区分においても、受験にあたり合理的配慮を行っていきます。

②民間事業者での雇用の促進

自立支援協議会地域生活支援部会において、障がい者の就労に係る諸問題の解決に向けて協議を行います。

また、障がい者就労支援センターでは、障がいのある人と事業者の懸け橋となり障がいのある人の就労・雇用の支援を行うとともに、障がい者就労支援ネットワーク会議を定期的を開催し、行政、学校、ハローワーク等関係機関との連携を強化していきます。

③就労支援体制の充実と関係機関の連携

障がい者就労支援センターでは、障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう支援を行うとともに、障がいのある人を雇用している事業所等に対し、障がい者の就労の定着を図る支援を行うなど、障がいのある人と事業者との架け橋としての役割を積極的に担います。

主な事業

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	ワークステーション事業（市役所内）
担当課	障がい事業課
内容	市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤職員として雇用し、就労の場を提供します。

事業名	就労支援センター事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。

事業名	雇用促進奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。

事業名	障がい者職場実習奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。

(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

福祉的就労は、一般就労へ移行するための場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいのある人の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

市では、「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」により、毎年度調達目標金額を設定し、障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達を推進しました。また、就労支援事業所で構成された「浦安福祉事業体」において共同販売・共同受注を行い、就労の拡大に取り組みました。

アンケートでは、「設備の充実とできる仕事の種類を増やしてほしい。」などの意見があり、就労施設の充実や障がい特性に応じた職種を求める声が挙がっています。

今後も、福祉的就労の場の充実を図るとともに、工賃向上のための取り組みを充実することが必要です。

取り組みの方向性

①福祉的就労の場の充実

市役所や公共施設内にある喫茶店や食堂を障がいのある人が働ける場として提供し、福祉的就労の場の確保に努めます。

重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、重度な障がいのある人の福祉的就労の場の充実に努めます。

②就労施設等の受注・販売の拡大

「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図り、引き続き工賃向上に取り組みます。

主な事業

事業名	知的障がい者職親委託事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人に対して、一定期間職親が生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。

事業名	うらやす市ハンドメイドBOOK
担当課	障がい事業課
内容	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布します。

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度な障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

事業名	身体障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	ソーシャルサポートセンター事業
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。

6 生活環境の整備

(1) 歩行空間・建築物の整備

現状と課題

団体等のヒアリングでは、店などへのスロープやエレベーター、多目的トイレ・駐車場の設置の促進が求められています。

市では、新庁舎の建設にあたり、障がい者団体等との意見交換会を実施し、多目的トイレの設置やエントランスの音声案内などユニバーサルデザインに配慮した庁舎としました。(平成28年6月完成)。

また、まちづくりの指針となる「都市計画マスタープラン」の基本理念の一つに「人間尊重のまちづくり」を掲げています。

障がいのある人にとって暮らしやすい生活環境の実現に向けて、今後も、市の施設、民間の公共公益施設、道路等において、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが必要です。

取り組みの方向性

②道路環境・交通安全施設の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する条例に基づき、災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行っていきます。

また、自転車駐車場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルール周知など交通安全教育の充実に努めます。音響信号等の設置について、必要に応じて公安委員会に要望します。

③公共施設等の整備

公共施設の新築や改修の際はユニバーサルデザインに配慮します。公園の入り口の段差解消、車止め問題の解決、多機能トイレの設置等の整備に努めます。

③法令等の順守及び指導

不特定多数の人が利用する建築物等で、一定の基準を満たしたものについては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく申請及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出の審査を行い、バリアフリー化を促進していきます。

主な事業

事業名	道路等復旧事業
担当課	道路整備課
内容	災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行います。

新規

事業名	東野複合福祉施設の整備
担当課	障がい事業課
内容	「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、整備します。

(2) 移動・交通手段の整備

現状と課題

アンケートでは、外出する時の主な交通手段は「徒歩」(62.9%)に次いで、「バス」(45.2%)、「電車」(44.8%)の利用が多く、バスや電車の利便性と安全性の向上は障がいのある人の日常生活において重要な要素です。

また、障がい者団体等のヒアリング結果では、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由の団体から、公共交通機関のバリアフリー化や安全・利便性の向上についての要望や意見が挙がっています。

今後も引き続き、JR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望するなど、公共交通機関の福祉対応の促進に取り組んでいく必要があります。

取り組みの方向性

①移動手段及びサービスの充実

路線バスやタクシーの利用と自家用車等への支援、車両の貸し出しや移動支援等の外出支援サービスの充実により、外出を促進します。

ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」は1路線増やし、3路線を運行し、市内バス路線のネットワークの充実を図ります。また、障がいのある人への「おさんぽバス」の割引も検討していきます。

②交通機関の福祉的対応の促進

鉄道駅、バス停留所等のバリアフリー化や、バス停留所の障がいのある人に対応した点字案内板、音声発生装置等の整備を事業者働きかけます。

鉄道利用者のホームでの安全性を確保するため、引き続きJR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望していきます。

通院や買い物などの日常生活の利便性を向上するための路線バスの充実ならびにノンステップバスの導入やバリアフリー対応をバス事業者働きかけるとともに、ノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。

主な事業

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	自動車運転免許取得費用事業
担当課	障がい福祉課
内容	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用の助成をします。

事業名	自動車改造費用助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用の助成をします。

事業名	福祉タクシー利用料金助成
担当課	障がい福祉課
内容	タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力費を交付します。

事業名	バス・鉄道共通ICカード利用助成
担当課	障がい福祉課
内容	バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。

事業名	自動車燃料費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度な障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。

事業名	リフト付き大型バス事業
担当課	障がい事業課
内容	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。

事業名	浦安市バス利用促進等総合対策事業補助金
担当課	都市政策課
内容	バス事業者が実施するノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。

事業名	コミュニティバス事業
担当課	都市政策課
内容	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制の構築が求められています。

市では、東日本大震災後、民間の福祉サービス事業者等と協定を結び、福祉避難所の拡充や、ヘルパーの確保、福祉用具の供給の確保を行ってきました。

アンケートでは、災害に備えての準備について、「家族や介助者と連絡を取り、必要なものを持って、避難所へ行くことができる」は2割にとどまり、「準備はしているが万全ではない」「準備することができない」「何を準備すればいいかわからない」が合わせて66%を占めています。また、障がい者団体等のヒアリング調査でも、避難するときや避難所での環境整備や配慮、薬などの避難生活での必要な物資などへの不安を抱える意見が多く挙がっています。

今後は、災害時要援護者の迅速な避難支援や安否確認、円滑な福祉避難所の開設や運営を行うための取り組みが必要です。

取り組みの方向性

①災害時要援護者への支援

随時災害時要援護者名簿の更新、整備を行います。要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の情報発信料の助成や、災害時要援護者用バンダナの配布を行います。

②自主防災組織への協力

自主防災組織が実施する防災訓練や災害対策マニュアル等の作成に協力します。災害が発生した際に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等が迅速に行えるよう、自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供等を行います。

③福祉避難所の機能の強化および人材の確保

引き続き、災害時要援護者の二次的な避難所である福祉避難所の設置・運営を進めるとともに、災害時の福祉避難所の円滑な運営と機能の強化を図る取り組みを検討していきます。また、福祉避難所および在宅の要援護者宅へのヘルパーの派遣の協力を要請し、「災害時における介護支援に関する協定」を締結し、災害時の福祉人材の確保に努めます。

④福祉用具の備蓄

福祉避難所の充実を図るため、「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を締結し、災害時の福祉用具の供給ルートを確保します。

「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した事業者へ、福祉避難所用物資や器材の備蓄に対する補助を行います。

⑤防災意識の向上の推進

防災講演会等を通じて、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組みます。

市庁舎及び関係施設の防災訓練に障がいのある人の避難誘導訓練を取り入れていきます。また、市の総合防災訓練において、要援護者支援体験や障がいの理解の啓発などを行います。

⑥緊急通報装置等の充実

緊急時の24時間応答が可能な「緊急通報装置」の貸与事業の周知を図ります。

聴覚や言語等に障がいのある人が、携帯電話（スマートフォンを含む）のインターネット通信機能を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請が出来る「緊急通報システムNET119」の利用を促進します。

主な事業

事業名	Uコミサポート事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいのある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。

事業名	緊急通報装置の貸与
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。

事業名	災害時要援護者支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。

事業名	福祉避難所支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。

事業名	救急メディカル情報支援事業
担当課	障がい事業課・健康増進課・消防本部警防課
内容	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配布しています。 救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しています。 緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配布しています。

事業名	自主防災組織育成事業
担当課	防災課
内容	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。

事業名	緊急通報システムNET119
担当課	消防本部警防課
内容	聴覚または言語等に障がいのある人等が、携帯電話（スマートフォンを含む）のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。

新規

事業名	災害時要援護者用バンダナの配布
担当課	障がい事業課
内容	外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要であることを伝えられるバンダナを配布します。

新規

事業名	障がい者グループホーム消防設備設置費補助金
担当課	障がい事業課
内容	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防犯安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要な経費について補助を行います。

新規

事業名	総合防災訓練
担当課	障がい事業課
内容	市の総合防災訓練において、肢体不自由や視覚に障がいのある人、聴覚過敏など様々な障がい特性の体験や支援体験を取り入れた避難所運営訓練や、高齢者や障がい者の災害時の支援に関する展示を行います。

7 自立と社会参加の促進

(1) 余暇活動の促進

現状と課題

アンケートでは、現在何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかについて、「していない」が44.6%で、「している」を上回りました。していない人について、趣味やスポーツに参加するために必要なことは、「会場に通える手段があること」が25.8%、次いで「周囲が障がいに対して理解すること」が25.3%、「趣味やスポーツに参加するに当たり、必要な配慮を受けられること」が24.2%となっています。また、自由意見では、「一般のスポーツ施設を利用することは難しい。」「運動できる場が少ない」という意見が多く挙がっています。

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいをもち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動に積極的に参加することは、様々な人とのふれあいや交流が広がることとなり、こうした活動を通じて、障がいのある人に対する理解も深まることとなるため、身近な地域での行事や活動等の参加機会の拡大などの取組が必要です。

取り組みの方向性

①余暇活動等に対する支援の充実

移動支援事業や、タクシー・バスの助成などの外出支援サービスを充実し、障がいのある人の社会参加の機会の増加・多様化を図ります。

また、地域活動支援センター等において、機能訓練、創作活動、レクリエーション活動、技術習得事業などの内容の充実を図ります。

②文化・スポーツ活動の充実

障がいのある人が参加しやすい講座やサークル活動等の実施を働きかけます。

また、市主催の各種イベントなども、障がいのある人が参加しやすい配慮・工夫をし、参加を促進します。

障がいのある人のスポーツの普及や場の確保など、障がいのある人のスポーツ活動を促進するとともに、千葉県が主催する「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。

③オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通して障がい者への理解を促進し、相互理解による共生社会実現に寄与します。

主な事業

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	社会参加等促進事業
担当課	障がい福祉課
内容	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。

事業名	リフト付き大型バス事業
担当課	障がい事業課
内容	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。

事業名	特定地域活動支援センター運営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、夜間や休日も含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターI型の事業を行います。

事業名	ソーシャルサポートセンター
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供などを行います

事業名	浦安市社会教育関係団体活動補助金（浦安市軽スポーツ協会）
担当課	市民スポーツ課
内容	ボッチャ（重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ）協会に補助金を交付し、ボッチャの普及・振興を促します。

事業名	公民館活動
担当課	公民館
内容	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。

事業名	身体障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

新規

事業名	2020 東京オリンピック・パラリンピック推進計画
担当課	2020 東京オリンピック・パラリンピック推進室
内容	大会に向けた本市の指針となる基本方針を定め、取り組みを体系的にまとめた実行計画を策定し、各課で取り組みを実施していきます。

(2) 自主的活動の促進

現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策を推進していくためには、障がいのある人自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが大切です。自立支援協議会では、障がい者団体の代表者や障がいのある当事者が委員として参加し、協議を行っています。

当事者団体のヒアリングでは、「会員の減少、高齢化が進んでいる」「新規加入の促進が難しい」などの意見が多くありました。一方で、アンケートでは、「当事者同士が気軽に集まれる居場所がほしい」「介護している家族が情報交換や息抜きができる場があるとよい」という意見も上がっています。

今後も、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保するとともに、団体等の加入の促進と自主的活動の支援に努める必要があります。

取り組みの方向性

①意見を発信する機会の確保

自立支援協議会をはじめとする会議等で、障がいのある人やその家族が意見を発信する機会を確保します。

②障がい者団体等の育成・支援

障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。また、各団体の活動の周知等の支援を行います。

各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。

障がい者団体等とボランティア団体等との連携の強化を促し、団体活動への協力の促進を図ります。

主な事業

事業名	自立支援協議会・本人部会
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案します。

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。

事業名	事業の後援
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護施策の推進

現状と課題

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、権利擁護の取り組みが必要不可欠です。

市ではこれまで、自立支援協議会や高齢者・障がい者権利擁護協議会を中心に関係機関が連携して障がいのある人の権利擁護の推進に取り組んできました。

また、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

アンケートでは、成年後見制度について、「聞いたことはあるがよく知らない」「まったく知らない」を合わせると47.9%を占めています。これは前回の38.3%を大きく上回っており、成年後見制度の周知と利用拡大に向けた新たな取り組みが必要です。

取り組みの方向性

①権利擁護の推進

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、市全体で計画的に障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進していきます。

自立支援協議会（権利擁護部会）や高齢者・障がい者権利擁護協議会をとおして関係機関同士の連携を強化します。

市民からの相談窓口として障がい者権利擁護センターを設置・運営します。

②成年後見制度の利用の促進

成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

主な事業

事業名	自立支援協議会・権利擁護部会
担当課	障がい事業課
内容	権利擁護に関する支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	成年後見事業
担当課	障がい事業課
内容	<p>成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議します。</p> <p>成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行います。（社会福祉協議会へ委託）</p> <p>市民後見人等の人材を育成するため、研修を行います。（社会福祉協議会へ委託）</p>

事業名	成年後見制度利用支援
担当課	障がい福祉課
内容	<p>助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成を行います。</p>

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	<p>啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。</p> <p>小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。</p> <p>市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。</p>

事業名	消費生活啓発事業
担当課	消費生活センター
内容	<p>障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。</p>

事業名	成年後見センター事業
担当課	社会福祉課
内容	<p>市民の身近な心配ことや悩みに対し、各関係機関と連携を図りながら、解決のための支援や成年後見制度による法的な方法など、広く相談に応じることを目的として成年後見センターを設置します。</p>

事業名	市民後見推進事業
担当課	社会福祉課
内容	市民後見人としての業務を適正に行うために、必要な知識・技能・倫理が習得できるよう、研修カリキュラムを作成し、市民後見人の養成のためのフォローアップ研修を実施します。

新規

事業名	障がい者権利擁護センター
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。

新規

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
担当課	障がい事業課
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。

(2) 虐待の早期発見・防止

現状と課題

市では、平成 28 年度に、障がい者の虐待及び差別の相談を一体的に受ける「障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者虐待の通報・届出の受け付け、事実確認や、解決に向けた調整支援等を行いました。

虐待の通報・届出件数は、年々増加傾向にあります。一方、アンケートでは、障がい者権利擁護センターの認知度は 15%にとどまっています。

今後も関係機関が一層の連携を図り、障がいのある人の人権が守られ、社会の中で自立して生活するための基盤づくりや、家族や支援者等の過度な負担、閉鎖的な状況などの改善に取り組み、虐待を発生させない環境づくりをするとともに、権利擁護センターの周知を促進します。

取り組みの方向性

①虐待防止ネットワークの強化

障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消に関する協議を高年齢者虐待の防止についてと一体的に行うことで、関係機関での連携を図り、横断的・協力的なネットワークを構築します。

②障がい者権利擁護センター事業の充実

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がい者虐待と障がい者差別について一体的な解決を図る相談機関として「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います。また、広く市民や事業者に障がい者権利擁護センターを周知・広報し、障がい者虐待防止や障がい者差別の解消に努めます。

主な事業

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会・実務者会議
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・猫実地域包括支援センター
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。

事業名	障がい者権利擁護センター
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。

(3) 差別の解消と合理的配慮の推進

現状と課題

市では、平成28年4月1日に策定した「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、差別の解消と障がいに対する理解を促進する取り組みを一体的に行ってきました。

また、権利擁護センターでは、障がい者を理由とする差別、配慮の問題等についての相談を受け、解決に向けた調整支援等を行いました。

アンケートでは、差別や嫌な思いをした経験について「よくある」(3.9%)、「時々ある」(16.6%)で20.5%となっており、平成25年度の調査結果の18.3%より微増となっています。一方、障害者差別解消法や障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の認知度は2～3割にとどまっており障がいのある人に対する法律や条例について情報提供の促進を必要とする結果となっています。

今後も市職員や民間事業者に対し、障がいの特性の理解と合理的配慮の推進を図っていきます。

また、市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定めた「手話言語条例」を制定します。

取り組みの方向性

①差別解消のための体制整備

障がい者虐待と障がい者差別について一体的な解決を図る相談機関として「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、迅速かつ適切な対応を行います。

②行政サービスにおける配慮の推進

国の基本指針や千葉県の「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実します。

また、「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく職員対応要領により、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

③合理的配慮の推進

行政や民間事業者等が連携を図り、障がいのある人が、自分に合った支援を受けられるよう、合理的配慮を推進していきます。また、「障害者差別解消法」及び「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」並びに「手話言語条例」の啓発・広報に努めます。

主な事業

事業名	意思疎通支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。

事業名	U コミサポート事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	国の基本方針等を踏まえた対応要領等を作成します。 啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。 市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。

事業名	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・猫実地域包括支援センター
内容	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。

事業名	声の広報
担当課	広聴広報課
内容	視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデジタル図書やCDを作成しています。

事業名	公式ホームページ
担当課	広聴広報課
内容	文字の大きさが変更できます。音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。

事業名	消費生活啓発事業
担当課	消費生活センター
内容	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。

事業名	ハンディキャップサービス事業
担当課	中央図書館
内容	視覚に障がいのある人等のために、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータ資料などの資料を製作して提供します。また、対面朗読も行います。 外出が困難な方のために、図書館の本や雑誌などをご自宅までお届けする宅配サービスを行います。

事業名	選挙費
担当課	選挙管理委員会
内容	投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。

新規

事業名	障がい者権利擁護センター
担当課	障がい事業課
内容	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。

新規

事業名	職員対応要領
担当課	障がい事業課
内容	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

第2編 障がい福祉計画

1 / 計画の基本方向

国が示した基本指針に添って、次に掲げる点に配慮します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

また、障がいのある人等が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立し、社会に参加していくことを図ります。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体

障がいのある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体となり、福祉サービスを実施します。

(3) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスが受けられるような福祉サービスを実施します。

(4) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 サービスの内容と対象者

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「介護給付費等の支給に関する審査会」を設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

(図)

(1) 訪問系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	(障害支援区分1以上)
	重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。 ※平成30年度より、入院中の医療機関においても一部利用が認められます。	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)
	行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供します。	身体介護を伴わない場合であれば、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがある方が対象となります。身体介護を伴う場合には、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがあり、かつ移動障がいがある方で、障害支援区分が2以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定されている人が対象となります。
	重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人

(2) 日中活動系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
介護給付	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、 ① 49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ② 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上 ③ 平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方
	短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	<p>就労移行支援</p> <p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定</p>	<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人</p>
	<p>就労継続支援（A型）</p> <p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>
	<p>就労継続支援（B型）</p> <p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③①②に該当しない人で50歳に達している人</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</p>
	<p>就労定着支援 【平成30年度新規事業】</p> <p>一般就労している障がいのある人の就労に伴う生活面の課題の解決のため、事業所・家族との連絡調整や助言などの支援を行います。</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</p>

(3) 居住系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	自立生活援助 【平成30年度 新規事業】	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人など
	共同生活援助 (グループホーム)	地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場で、「世話人等」の支援を受けながら、日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営むために援助が必要な人
介護給付	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整やサービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画の作成を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児
地域相談支援（地域移行支援）	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、また、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等
地域相談支援（地域定着支援）	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等で当該施設・病院を退所・退院した人

(5) 障がい児支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	未就学の肢体が不自由な児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生の障がいのある児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している障がいのある児童 ※平成 30 年度より、乳児院・児童養護施設に入所している障がいのある児童も認められます。
障害児入所支援	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の獲得の支援を行います。	障がいのある児童
居宅訪問型児童発達支援【平成 30 年度新規事業】	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を行います。	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、障害者総合支援法で市町村の「必須事業」と定められた事業と、市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

	サービス名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、イベントや講演会等の啓発事業や広報事業を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担っています。
	成年後見制度利用支援事業	後見人により財産管理や契約行為の援助を行うことで、判断力の不十分な人を保護するための成年後見制度を利用する際に、親族がない等の理由がある場合には、市長による申し立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣を行います。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための研修を実施します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

サービス名		内容
任意事項	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

(7) 地域生活支援促進事業

平成 29 年度より、国が促進すべき事業を掲げ、地域生活支援促進事業として、発達障がい者支援、障がい者虐待防止対策、障がい者就労支援、障がい者の芸術文化活動の促進等の事業を実施します。

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動を行います。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のため、普及啓発事業を行います。

1 地域生活への移行目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の施設入所者の 9%以上を地域生活に移行することを目指すとともに、28 年度末時点での施設入所者数を差し引き 2%以上削減することを目標としています。

項目	人数	備考
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	54	
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	53	
入所者数の削減目標人数 (C)	1	(A) - (B) の人数。既存の入所者の減と、新規入所者分の増の差し引き (国の目標は 2%以上)
入所から地域生活へ移行する目標人数 (D)	5	平成 28 年度末の施設入所者数 (A) のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数 (国の目標は 9%以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としています。

(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標としています。

【目標達成のための取り組み】

市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。

目標達成に向けて、地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を引き続き継続するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」を平成32年度までに整備します。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していきます。

2 就労の目標

(1) 福祉的就労から一般就労への移行者数の目標

国の基本指針では、平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を、平成 28 年度の一般就労への実績の 1.5 倍以上にすることを目標としています。

項目	人数	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	22	
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	33	国の目標は平成 28 年度の 1.5 倍以上

(2) 就労移行支援事業の利用者に係る目標

国の基本指針では、平成 32 年度中に就労移行支援事業を利用する人数を、平成 28 年度の実績の 2 割以上増加させることを目標としています。

①利用者数

項目	人数	備考
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者	51	
【目標値】平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者	61	国の目標は平成 28 年度末より 2 割以上増加

②事業所ごとの就労移行率

国の基本指針では、就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目標としています。

項目	割合	備考
【目標値】平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	50%	国の目標は 5 割以上

③就労定着支援事業による一年度の職場定着率

国の基本指針では、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標としています。

項目	人数	備考
【目標値】各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合		国の目標は80%以上

【目標達成のための取り組み】

浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。

また、関係機関と連携を図り、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図っています。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

1 訪問系サービスの取り組み

現状と課題

訪問系サービスについては、利用動向をふまえながら、今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

平成 23 年度から、視覚に障がいがあり、移動に困難を有する人を対象に同行援護事業を実施しておりますが、移動支援を利用している人が多く、実績が見込みを下回っています。

行動援護については、現在、市内にサービスを提供できる事業者が一事業者しかない状況です。

また、早朝や夜間・休日等の時間帯や医療的ケアを行えるヘルパーが不足していることから、人材の確保や質の向上を図るため、ヘルパーが医療的ケアを行うための研修を受講した際の経費の補助や、事業者が従業者に対し住宅手当を支払った際の経費の補助を行いました。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間	見込	5,047	6,561	8,529
		実績	3,818	4,358	
		計画比	75.6%	66.4%	
	実利用人数	見込	267	347	451
		実績	151	156	
		計画比	56.5%	44.9%	
重度訪問介護	時間	見込	2,004	2,672	3,340
		実績	747	1,510	
		計画比	37.2%	56.5%	
	実利用人数	見込	6	8	10
		実績	2	5	
		計画比	33.3%	62.5%	
行動援護	時間	見込	1,279	1,334	1,389
		実績	345	480	
		計画比	26.9%	35.9%	
	実利用人数	見込	23	24	25
		実績	9	10	
		計画比	39.1%	41.6%	
同行援護	時間	見込	365	457	546
		実績	211	239	
		計画比	57.8%	52.2%	
	実利用人数	見込	40	50	60
		実績	15	16	
		計画比	37.5%	32.0%	

今後の取り組み

訪問系サービスについては、法改正や地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。

同行援護については、引き続き制度の周知広報に努めます。

また、事業者に対する補助事業を継続し、ヘルパーの育成や、支援員の人材確保と離職防止を促進します。

また、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との連携を検討し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、障がいの種別に関わらず、すべての障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう取り組みます。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間			
	実利用人数			
重度訪問介護	時間			
	実利用人数			
行動援護	時間			
	実利用人数			
同行援護	時間			
	実利用人数			

2 日中活動系サービスの取り組み

現状と課題

新たに事業所を設置して生活介護事業を行う事業者や、重度な障がいのある人を受け入れて支援を行った事業所に補助金を交付するなど、側面的支援を行い、特別支援学校の卒業生を中心とした重度な障がいのある人の民間事業者による通所施設の整備を進めてきました。

今後も、関係機関等との連携のもとに、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要であると考えます。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
生活介護	人日	見込	3,300	3,520	3,740
		実績	3,011	3,268	
		計画比	91.2%	92.8%	
	実利用人数	見込	144	160	170
		実績	150	163	
		計画比	104.1%	101.8%	
自立訓練（機能訓練）	人日	見込	213	253	293
		実績	48	20	
		計画比	22.5%	7.9%	
	実利用人数	見込	21	25	29
		実績	3	1	
		計画比	14.2%	4.0%	
自立訓練（生活訓練）	人日	見込	168	189	210
		実績	197	165	
		計画比	117.2%	87.3%	
	実利用人数	見込	16	18	20
		実績	13	11	
		計画比	81.2%	61.1%	

区分	単位		27 年度	28 年度	29 年度
就労移行支援	人日	見込	912	1,064	1,216
		実績	701	784	
		計画比	76.8%	73.6%	
	実利用人数	見込	60	70	80
		実績	42	51	
		計画比	70.0%	72.8%	
就労継続支援（A型）	人日	見込	520	600	700
		実績	736	940	
		計画比	141.5%	156.6%	
	実利用人数	見込	26	30	35
		実績	37	52	
		計画比	142.3%	173.3%	
就労継続支援（B型）	人日	見込	2,367	2,704	3,042
		実績	2,211	2,242	
		計画比	93.4%	82.9%	
	実利用人数	見込	140	160	180
		実績	132	127	
		計画比	94.2%	79.3%	
療養介護	人数	見込	6	6	6
		実績	5	5	
		計画比	83.3%	83.3%	
短期入所	人日	見込	235	270	306
		実績	309	506	
		計画比	131.4%	187.4%	
	実利用人数	見込	32	37	42
		実績	33	56	
		計画比	103.1%	151.3%	

今後の取り組み

主な課題である重度な障がいのある人の通所施設の整備については、今後も民間事業者への補助等による側面的支援を継続するとともに、地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年度までに東野地区に整備します。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日			
	実利用人数			
自立訓練（機能訓練）	人日			
	実利用人数			
自立訓練（生活訓練）	人日			
	実利用人数			
就労移行支援	人日			
	実利用人数			
就労継続支援（A型）	人日			
	実利用人数			
就労継続支援（B型）	人日			
	実利用人数			
就労定着支援	実利用人数			
療養介護	実利用人数			
短期入所	人日			
	実利用人数			

3 居住系サービスの取り組み

現状と課題

住み慣れた地域である市内に居住系サービス事業所を整備することを目的に、市独自の補助金制度を創設するとともに、旧第3教職員住宅をグループホームとして転用するなど、グループホームの整備推進を図ってきました。

引き続き、グループホームの利用見込みの数量を達成するため、地域生活の基盤となるグループホームを整備推進する必要があると考えます。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	80	90	100
		実績	56	66	
		計画比	70.0%	73.3%	
施設入所支援	人	見込	55	54	53
		実績	54	54	
		計画比	98.1%	100.0%	

今後の取り組み

市独自の補助金制度を継続し、新規施設の開設と既存施設の受け入れ体制の整備・拡充に努めます。

また、平成32年度までに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持つ、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人			
共同生活援助 (グループホーム)	人			
施設入所支援	人			

4 相談支援の取り組み

現状と課題

身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるよう、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所及びサービス等利用計画についての周知を図りました。

また、引き続き市独自の補助金を交付し側面的支援をすることで、サービス等利用計画の促進に努めました。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	実人数	見込	650	710	750
		実績	631	672	
		計画比	97.1%	94.6%	
地域移行支援	実人数	見込	5	6	7
		実績	0	1	
		計画比	0.0%	16.6%	
地域定着支援	実人数	見込	2	2	2
		実績	0	0	
		計画比	0.0%	0.0%	

今後の取り組み

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画の推進に努めます。

また、障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行い、福祉サービスが必要な方にはサービス利用に繋げる基本相談支援も強化します。

そのために、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を勧奨します。

また、サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で相談員の質の向上に努めます。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実人数			
地域移行支援	実人数			
地域定着支援	実人数			

5 障がい児支援の取り組み

現状と課題

児童発達支援は、早期療育の観点から、手帳を持っていない未就学児も健康増進課やこども発達センターの意見書により利用の対象としています。そのため、見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

また、放課後等デイサービスは、利用実績が**継続的に増加傾向にあり、見込みを大幅に上回っています。**

児童発達支援センターの機能を持つ「こども発達センター」が、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能の強化・拡充を図りました。

利用実績

(月間)

区分	単位		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日	見込	1,079	1,190	1,307
		実績	1,012	1,098	
		計画比	93.7%	92.2%	
	実人数	見込	166	183	201
		実績	131	133	
		計画比	78.9%	72.6%	
医療型児童発達支援	人日	見込	4	4	4
		実績	1	1	
		計画比	25.0%	25.0%	
	実人数	見込	2	2	2
		実績	1	1	
		計画比	50.0%	50.0%	
放課後等デイサービス	人日	見込	1,061	1,170	1,285
		実績	1,663	1,835	
		計画比	156.7%	156.8%	
	実人数	見込	156	172	189
		実績	170	173	
		計画比	108.9%	100.5%	

区分	単位		27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	人日	見込	8	8	8
		実績	4	4	
		計画比	50.0%	50.0%	
	実人数	見込	8	8	8
		実績	3	3	
		計画比	37.5%	37.5%	
障がい児相談支援	実人数	見込	330	360	390
		実績	353	401	
		計画比	107.0%	111.4%	

今後の取り組み

「浦安市子ども・子育て支援総合計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、早期療育と障がい児支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、障がい児支援の提供体制を整備します。

見込み量

(月間)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日			
	実人数			
医療型児童発達支援	人日			
	実人数			
放課後等デイサービス	人日			
	実人数			
保育所等訪問支援	人日			
	実人数			
居宅訪問型児童発達支援	人日			
	実人数			
障害児相談支援	実人数			

6 地域生活支援事業（必須事業）の取り組み

現状と課題

平成 25 年度より「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者の人材育成支援や連携強化の取り組み、後方支援などを行いました。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす自立支援協議会において、機能等を協議しました。

地域活動支援センターにおいては、創作的活動、生産活動の機会の提供をするとともに、交流の場を提供し、障がいのある人の地域生活の支援を促進しました。

利用実績

区分		単位		27 年度	28 年度	29 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	見込	2	2	2
			実績	2	2	
			計画比	100.0%	100.0%	
	基幹相談支援センター	設置の有無		設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無		実施	実施	実施	
住居入居等支援事業	実施の有無		実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	実人数	見込	5	7	9	
		実績	3	7		
		計画比	60.0%	100.0%		
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 ／月	見込	30	30	30
			実績	26	32	
			計画比	86.6%	106.6%	
	手話通訳者設置事業	実設置人数 ／月	見込	1	1	1
			実績	1	1	
			計画比	100.0%	100.0%	
入院時コミュニケーション支援事業	実人数	見込	2	2	2	
		実績	1	0		
		計画比	50.0%	0.0%		

区分		単位		27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数/年	見込	25	25	25
			実績	21	9	
			計画比	84.0%	36.0%	
	自立生活支援用具	件数/年	見込	35	35	35
			実績	35	30	
			計画比	100.0%	85.7%	
	在宅療養等支援用具	件数/年	見込	20	20	20
			実績	16	23	
			計画比	80.0%	115.0%	
	情報・意思疎通支援用具	件数/年	見込	25	25	25
			実績	29	29	
			計画比	116.0%	116.0%	
	排泄管理支援用具	件数/年	見込	1,850	1,900	1,950
			実績	1,709	1,567	
			計画比	92.3%	82.4%	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数/年	見込	10	10	10
			実績	2	7	
			計画比	20.0%	70.0%	
手話奉仕員養成研修事業		登録実人数	見込	9	10	11
			実績	8	9	
			計画比	88.9%	90.0%	
移動支援事業		実人数/月	見込	400	490	598
			実績	376	409	
			計画比	94.0%	83.4%	
		年間利用時間	見込	44,000	53,900	65,780
			実績	42,517	44,491	
			計画比	96.6%	82.5%	
地域活動支援センター事業	浦安市の地域活動支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
			実績	3	3	3
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%
		実人数/日	見込	45	45	45
			実績	48	46	49
			計画比	106.6%	102.2%	108.8%
	浦安市外の地域活動支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
			実績	3	2	3
			計画比	100.0%	66.6%	100.0%
		実人数/日	見込	3	3	3
			実績	3	3	3
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%

今後の取り組み

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行っていきます。

障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、啓発・広報・意思疎通支援事業にも力を入れていきます。

また、自立支援協議会で引き続き「基幹相談支援センター」の機能の検証を行い、相談支援体制の充実と地域の連携に努めます。

見込み量

区分		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所			
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住居入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実人数			
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数 ／月			
	手話通訳者設置事業	実設置人数 ／月			

区分		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数/年			
	自立生活支援用具	件数/年			
	在宅療養等支援用具	件数/年			
	情報・意思疎通支援用具	件数/年			
	排泄管理支援用具	件数/年			
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年			
手話通訳者養成研修事業		登録実人数			
移動支援事業		実人数			
		年間利用時間			
地域活動支援センター事業	浦安市の地域活動支援センター利用者	箇所			
		実人数/日			
	浦安市外の地域活動支援センター利用者	箇所			
		実人数/日			

7 地域生活支援事業（任意事業）の取り組み

現状と課題

日中一時支援事業については、身近な地域でサービスを利用することができるよう、市内事業所の整備を推進してきました。小中高校生の利用については、放課後等デイサービス事業に移行していますが、その他の障がいのある人等については継続して当事業を利用しており、見込みを上回る利用実績となっています。

利用実績

区分	単位		27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	年間利用時間	見込	74,435	85,068	93,574
		実績	95,017	110,935	
		計画比	127.6%	130.4%	
	実利用者数	見込	350	400	440
		実績	317	346	
		計画比	90.5%	86.5%	
訪問入浴サービス事業	年間利用回数	見込	700	700	700
		実績	660	645	
		計画比	94.3%	92.1%	
	実利用者数	見込	9	9	9
		実績	9	10	
		計画比	100.0%	111.1%	
知的障害者職親委託制度	実利用者数	見込	2	2	2
		実績	2	2	
		計画比	100.0%	100.0%	
パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	養成講習 修了・登録 実人数	見込	0	8	0
		実績	0	4	
		計画比	—	50.0%	
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	見込	5	5	5
		実績	5	9	
		計画比	100.0%	180.0%	
緊急通報電話貸与事業	実利用者数	見込	25	25	25
		実績	22	19	
		計画比	88.0%	76.0%	
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無		実施	実施	実施

今後の取り組み

障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業内容を検証しながら、引き続き市町村任意事業を実施します。

見込み量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	年間利用時間			
	実利用者数			
訪問入浴サービス事業	年間利用時間			
	実利用者数			
知的障害者職親委託制度	実利用者数			

8 地域生活支援促進事業の取り組み

現状と課題

平成 29 年度より、地域生活支援事業に含まれる事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、質の高い事業の実施を図ることとなり、地域生活支援事業から移行しました。

今後の取り組み

市では、以下の2事業について、引き続き取り組み、効果的・効率的に事業を実施していきます。

実施見込み

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施